

令和4年3月1日

千葉県報第13714号別冊

包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員

目 次

- 1 平成25年度分
(監査テーマ)
病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について・・・・・・・・ 1

- 2 平成30年度分
(監査テーマ)
県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、
県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務・・・・・・・・ 9

- 3 令和元年度分
(監査テーマ)
県立病院に関する財務事務の管理及び執行について・・・・・・・・ 34

- 4 令和2年度分
(監査テーマ)
教育に関する財務事務の執行について・・・・・・・・ 46

◎ 「区分」欄の記載について

包括外部監査対象団体の長（知事）等は、地方自治法第252条の38第6項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として「措置」を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとされている。

また、包括外部監査人は、同法第252条の38第2項の規定により、包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて「意見」を提出することができることとされている。

包括外部監査対象団体の長等は、監査の結果（「指摘」）に対して「措置」を講じた場合及び監査結果報告に添えられた「意見」に対して対応した場合、それぞれ「措置済み」、「対応済み」として整理し、監査委員に通知している。

- ・ 「措置済み」とは、包括外部監査で指摘された事項（「指摘」）のうち、下記のいずれかの措置・意思決定を行ったものである。
 - 1 監査結果に基づき、何らかの措置を実際に講じたもの
 - 2 監査結果に基づき、何らかの措置を講じる具体的方針、計画等を決定したもの（具体的とは、措置の内容、スケジュール等が明確であるもの）
 - 3 指摘内容どおりに対応できないものとして、その理由や検討結果等を明らかにしたもの
- ・ 「対応済み」とは、包括外部監査結果に添えられた意見（「意見」）について、上記のいずれかの対応・意思決定を行ったものである。
- ・ 「継続」とは、「指摘」に対する措置、「意見」に対する対応を引き続き検討することを前提に、現在の状況等を記載したものである。

平成25年度包括外部監査

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：がんセンターに係る外部監査の結果)

[病院局がんセンター]

No	事項名	結果(指摘)の内容	措置状況等	区分
2	2. 未収金管理(患者自己負担分未収金等)について ⑦ 遅延損害金の請求について(指摘)	医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する(民法第419条、第404条)。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。	遅延損害金の請求については、経営管理課と連携し、現在、訴訟提起に至った滞納者に対し実施することとしている。	措置済み

平成25年度包括外部監査

[病院局救急医療センター]

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について
(各論：救急医療センターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(指摘)の内容	措置状況等	区分
3	2. 未収金管理(患者自己負担分未収金等)について ⑥ 遅延損害金の請求について(指摘)	医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する(民法第419条、第404条)。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。	遅延損害金の請求については、経営管理課と連携し、現在、訴訟提起に至った滞納者に対し実施することとしている。	措置済み

平成25年度包括外部監査

[病院局精神科医療センター]

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について
(各論：精神科医療センターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(指摘)の内容	措置状況等	区分
4	2. 未収金管理(患者自己負担分未収金等)について ⑦ 遅延損害金の請求について(指摘)	医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する(民法第419条、第404条)。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。	遅延損害金の請求については、経営管理課と連携し、現在、訴訟提起に至った滞納者に対し実施することとしている。	措置済み

平成25年度包括外部監査

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

[病院局こども病院]

(各論：こども病院に係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(指摘)の内容	措置状況等	区分
5	2. 未収金管理(患者自己負担分未収金等)について ⑥ 遅延損害金の請求について(指摘)	医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する(民法第419条、第404条)。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。	遅延損害金の請求については、経営管理課と連携し、現在、訴訟提起に至った滞納者に対し実施することとしている。	措置済み

平成25年度包括外部監査

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

[病院局循環器病センター]

(各論：循環器病センターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(指摘)の内容	措置状況等	区分
6	2. 未収金管理(患者自己負担分未収金等)について ⑥ 遅延損害金の請求について(指摘)	<p>医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する(民法第419条、第404条)。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。</p>	<p>遅延損害金の請求については、経営管理課と連携し、現在、訴訟提起に至った滞納者に対し実施することとしている。</p>	措置済み

平成25年度包括外部監査

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

[病院局循環器病センター]

(各論：東金病院に係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(指摘)の内容	措置状況等	区分
7	2. 未収金管理(患者自己負担分未収金等)について ⑦ 遅延損害金の請求について(指摘)	医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する(民法第419条、第404条)。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。	東金病院は、平成26年3月31日をもって閉院しており、東金病院の未収金管理は、循環器病センターが引き継いで実施している。遅延損害金の請求については、経営管理課と連携し、現在、訴訟提起に至った滞納者に対し実施することとしている。	措置済み

平成25年度包括外部監査

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：佐原病院に係る外部監査の結果)

[病院局佐原病院]

No	事項名	結果(指摘)の内容	措置状況等	区分
8	2. 未収金管理(患者自己負担分未収金等)について ⑦ 遅延損害金の請求について(指摘)	医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する(民法第419条、第404条)。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。	遅延損害金の請求については、経営管理課と連携し、現在、訴訟提起に至った滞納者に対し実施することとしている。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
9	第31節 防災・安全交付金及び県単道路調査合併委託（舗装維持管理計画策定）	<p>本件では、発注者である県の要請により、契約の履行期限が4度延長されている。</p> <p>履行期間の延長については、場合によっては費用の増加につながる可能性もあることから、履行期間については、当初の計画において、履行できることの可否も踏まえ、慎重に吟味されなければならぬ。</p>	<p>指摘後に発注した計画策定業務については、過去に実施した計画策定業務の業務量及び履行日数の精査、積算見積り徴取時に実施した業務期間の間取り等により、履行期間について慎重に検討を行い、決定している。</p>	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
10	第1節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（トイレリニューアル他）	<p>契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」を特定する記載はなされしていない。他方、約款の1条では、「この約款（契約書を含む。）」と記載されるに止まり、「契約書」を特定する記載はなされていない。そして、「工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等を特定する記載はなされていない。</p> <p>よって、これを特定することができるようになるため、設計図書に記載されている建設工事の内容とする書式に改定すべきである。</p>	<p>中央建設業審議会の契約書書式及び標準請負契約約款は、同審議会が公正妥当な規範として決定し、採用を勧告したもので、全国の官公庁及び地方自治体において採用されており、条項の改正等は同審議会の勧告等に基づき行うものであると考える。なお、指摘のあった契約図書等の作成については、契約図書の取扱いについての通知等に基づき、正しく構成されるよう今後とも適正な事務処理に努めていく。</p>	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
11	第1節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（トイレリニューアル他）	総合評価方式を選択する場合は、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。これを妨げている総合評価ガイドラインの千葉県総合評価方式の実施方針、即ち、「予定価格5000万円以上（税込み）の工事について総合評価方式を原則として適用する」との規定は、これを廃止すべきである。自治令の趣旨に沿っているとは言い難いところがあるため、改正すべきである。	契約の性質又は目的（自治令第167条の10の2第1項）に関し、建設工事については公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえれば、工事の品質を確保し、完成させることであり、「総合評価方式」は、技術力等の多様な要素をも考慮し価格その他の条件が最も有利な者を選定することから、工事の品質確保に優れた方式となっている。 千葉県発注工事における予定価格5千万円以上の工事はその規模が大であって、特に工事品質の確保や向上、工事目的物の性能・機能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減等による総合的なコストの縮減等が効率的かつ適切に図られる必要があることから、自治令第167条の10の2第1項に規定される「当該契約がその性質又は目的から同第167条の10の規定により難いもの」に一般的に該当する。 このことに加え、発注、審査体制、競争参加者の事務負担等も総合的に考慮して、千葉県の一般競争入札における総合評価方式の適用については、現在原則として予定価格5千万円以上の工事について適用しているところであり、ガイドラインはこの運用を記載したものである。 なお、入札の執行方法については、建設工事の執行何れの記載事項となっており、予定価格5千万円以上の工事について総合評価方式によらない場合はその旨が記載されることとなる。 また、総合評価方式実施要領2条(1)から(4)までの条文は平成12年に当時の建設省が定めた「工事に関する入札に係る総合評価方式の標準ガイドライン」に準拠したものであり、総合評価方式は地方自治法により地方公共団体にも認められた方式であり、自治令の趣旨にも合致した内容となっている。	措置済み
12	第1節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（トイレリニューアル他）	法令を遵守するため、総合評価項目を改定し、下請負に施工させることを常態とする業者、下請負及び二次以下の下請負の請負代金額の適正化に努めない業者、及び労働条件の向上及び労働環境の改善に努めない業者は、受注ができないよう評価項目を定めるべきである。	下請負の請負代金額の適正化、労働条件及び労働環境などについては、建設業法やその他の法令違反にとり指名停止または文書注意の措置がなされた業者に対し、減点となる評価項目を設定している。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
13	第1節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（トイレリニユール他）	総合評価項目に不祥事が生じたときは、工事成績評価において、厳しく減点し、債務不履行の有無を検討すべきである。	総合評価方式で評価した事項については、不履行の有無を確認し、履行義務違反が発生した場合は、工事成績において3点減点することとしている。	措置済み
14	第1節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（トイレリニユール他）	本節の工事は、総合評価方式が適用されていることから、公共工事適正化法8条、施行令7条1項、2項が公表事項と定める事項を全て公表すべきである。	県発注工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条の規定による同法施行令第7条1項及び2項に定める公表事項について「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県入札・契約事務運用マニュアル」に基づき、閲覧及びインターネットにより全て公表している。	措置済み
15	第1節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（トイレリニユール他）	契約事務を規律する要綱及び契約事務の手引きとなる要領等に、下請負の受注工事の具体的内容及びその工事は見積書・内訳書によれば代金は幾らかかを調査する条項、その調査に基づいて、当該下請負が一括下請けの弊害を生ずるおそれの程度を判断し、そのおそれがあるとき、それを正しく正さざることを請負契約を解除できるとする条項を定めるべきである。	建設業法、千葉県建設工事適正化指導要綱、各種通知、又現場監督員による検査等を通じて監督・指導を行うことにより一括下請の禁止や適正な下請契約の確保に対応している。 なお、仮に一括下請があったと評価される状況が判明した場合には、建設工事請負契約書の発注者の解除権について定めた条項の中で「この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき」の該当性を判断したうえで契約の解除が可能である。	措置済み
16	第1節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（トイレリニユール他）	契約の相手方に提出させる施工体制台帳の書式及び見積書の内訳書の書式を改定し、下請負が受注する工事の具体的内容及びその工事が見積書・内訳書のどの項目に該当するかを判別でき、修正し、修正後の下請負契約の請負代金額がその受注する工事に見合うという意味で適正な金額になっていることを確認する。	下請契約の適正化については、千葉県建設工事適正化指導要綱において、元請業者の義務として原価に満たない金額での下請契約の禁止や正当な理由のない下請代金の減額などを禁止しているところであり、また、施工体制台帳の添付書類として2次以下の下請負人を含めすべての請負契約書の写しの提出を求めているところである。これらの指導や提出書類により下請契約の適正性を確認することができ、仮に一括下請があったと評価される状況が判明した場合には、契約の解除、指名停止や、建設業法に基づく催告等の措置を行う。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
17	第23節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（国際展示場エスカレーター改修）	<p>契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」を特定する記載はなされしていない。他方、約款の1条では、「この約款（契約書を含む。）」と記載されるに止まり、「この約款（契約書）」を特定する記載はなされていない。そして、「工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等を特定する記載はなされていない。</p> <p>よって、これを特定することができようにするため、設計図書に記載されている建設工事の内容とすることを改定すべきである。</p>	<p>中央建設業審議会の契約書書式及び標準請負契約約款は、同審議会が公正妥当な規範として決定し、採用を勧告したもので、全国の官公庁及び地方自治体において採用されているものであり、条項の改正等は同審議会の勧告等に基づき行うものであると考える。なお、指摘のあった契約図書等の作成については、契約図書の取扱いについての通知等に基づき、正しく構成されるよう今後とも適正な事務処理に努めていく。</p>	措置済み
18	第28節 平成29年度幕張メッセ施設整備建築工事実施設計	<p>本節の契約においては、下請負がされているが、県として相手方と下請業者との間の契約内容についての調査を行っている事実は確認できなかつた。この点、県と相手方との契約内容が金額を含めて適正であるか否かの検証にあたって、相手方が下請業者とどのような契約を締結しているのかという点は重要な情報である。そのため、県として、相手方から下請負に関する資料（契約書等）の提出を求めるべきである。</p>	<p>業務委託契約については契約約款で一括再委託等の禁止を規定し、受注者に対し、下請負契約書の提出までは求めていないが、下請業者について必要な事項の報告を求めることができるとされている。また、発注者は調査職員を、受注者は管理技術者を配置することとし、発注者は受注者に対する措置請求が可能である。これらの約款の規定等の運用により、設計等委託契約に係る適正な下請契約の確保が可能である。</p>	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
19	第1節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（トイレリニューアル他）	入札参加資格を定めたことなどがどのような効果を持ったかを調査し、今後の入札参加資格を定める場合の参考資料とすべきである。 県が入札参加資格を定める目的は、落札することなどが県からみて望ましくなくない業者を入札に参加させないことにある。県は、入札参加資格を定めるに際しては、その入札参加資格が適正かつ相対的な目的を持つものかどうかを検討すべきである。	入札参加資格については、千葉県建設工事等入札参加資格委員会により、入札参加資格者名簿の総合点数、建設業法に基づく経営事項審査の総合評価、技術者の状況、過去の同種工事の施工実績など、業者の入札参加資格について広範に議論し、十分な審理を経て入札参加資格が承認されており、外部監査人意見にある相当性等の検討は同委員会で実施されているものである。	対応済み
20	第1節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（トイレリニューアル他）	日常的監督は、工程を具体的に把握し、日々の進捗状況と施工方法を確認することが肝要と、考えられるところ、監督員が工事現場に臨場した状況については、これを確認することはできなかつた。それ故、工事監督員は、日常的に工事現場に臨場して施工を監督し、そして、これを日報として記録することが望ましい。	監督職員が工事現場に臨場し施工を監督した際は、必要な記録を整備し保管している。 なお、特に品質管理が重要な工程においては、監督職員の日常的な臨場の状況を含め、日報等の記録を残している。	対応済み
21	第1節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（トイレリニューアル他）	自治令167条の15第4項は、履行確保の監督又は検査につき、専門的知識又は技能を必要とする等が理由で、職員が監督又は検査をすることが困難又は適当でないことを認められるときは、職員以外の者に委託してその履行の監督又は検査をさせることができることを規定している。 そこで、本節の建設工事についても、履行確保の監督又は検査につき、専門的知識又は技能を有する職員以外の者に委託することを検討することが望ましい。	監督（工事の履行確保のための検査を含む）については、高度な技術を要する大規模な工事において、本件同様に工事監理の外部委託を実施しているところである。 なお、給付の完了の確認の検査については、千葉県建設工事検査要綱に基づき工事種類に対応した職種技術職員を指定することにより、必要な専門的知識等を有した体制を確保している。	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
22	第1.5節 国府台県営住宅A 工区建設工事監理業務委託 (平成29年度事業)	中小企業の育成や工事の品質確保といった理由は、本契約について、指名競争入札を採用する理由としては不十分である。指名競争入札を採用することについては、条件付き一般競争入札によって対応すべきか、十分な検討が必要である。	本県では、県内業者の育成、品質確保及び受発注者双方の事務負担等を勘案し、業務委託契約に係る入札方式は、簡易公募型指名競争入札又は指名競争入札を採用しており、業者の選定に当たっては、県内業者を第一に検討対象とし、業務内容に応じて、当該業務を確実に実施する者を選定し、業務能力を有すると認められる者を選定しているところである。これらの制度の適正な運用により、県内業者の育成や業務委託の品質確保を図り、今後とも適切な業務委託契約事務の実施に努めていく。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
23	第21節 菅住宅基本設計業務委託（平成29年度） （仮称）佐津間県営住宅	本節の契約は、公共工事ではなく、公共工事の品質確保の促進に関する法律の適用はないものの、下請の代金額やその業務の適正が確保されない恐れがある。成果物に対する品質確保やその将来的な担い手の確保の観点からは、下請に対する監督を行うことも望ましく、契約書やその担当箇所を把握し適切に下請契約が行われることが望ましい。	業務委託契約については契約約款で一括再委託等の禁止を規定し、受注者に対し、下請負契約書の提出までは求めていないが、下請業者に対して必要な事項の報告を求めることができるとされている。また、発注者は調査職員を、受注者は管理技術者を配置することとし、発注者は受注者に対する措置請求が可能である。これらの約款の規定等の運用により、設計等委託契約に係る適正な下請契約の確保が可能である。	対応済み
24	第24節 菊間第二県営住宅15、17号棟住居改善ガス設備工事（平成29年度）	公共工事標準請負約款は、平成29年7月25日に改正され、同日建設業法34条2項に基づき勧告がなされた。そして、平成29年9月26日国土交通省土地・建設産業局長から公共発注者宛てに通知がなされている。平成29年7月25日改正内容といたして、下請企業を含めて社会保険加入の促進を促すため、請負代金内訳書及び工程表を提出させ、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとされている。本件において、契約締結日は平成29年10月3日であり、同年9月26日付の上記通知以降に契約を締結している。したがって、改正内容を踏まえることが望ましいが、本契約では、受注者は7日以内に工程表を提出することが義務付けられているだけであり、請負代金内訳書の提出や内訳書に法定福利費を明示することは義務付けられていない。むしろ、実務において、上記日程において、改正の反映を間に合わせることは事実上不可能なものである。したがって、労働者の権利保護という重大な改正であることからすれば、できる限りの努力をすることが望ましい。	公共工事標準約款が改正され、社会保険未加入対策として契約時に業者から徴する請負代金内訳書への法定福利費の明示が規定されたが、本県では請負代金内訳書を徴していないため、当該改正は実施していない。なお、県発注工事では、予定価格に含まれる法定福利費相当額を公表しており、社会保険加入促進の一助としている。	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
25	第26節 県道交通安全対策工事（実叡交差点付帯工）	<p>本工事は、平成29年度に県が実施した交差点工事の結果、交差点付近の地盤面が約26センチメートル低くなり、そのため、以前建替工事が実施されていた交差点隣接地（私有地）の擁壁等につき、根入れ深さの不足が生じ、追加工事（擁壁等の取壊しと復旧工事）が必要になったことから行われている。</p> <p>この点、交差点工事の結果、交差点付近の地盤面が低くなることは計画当初から想定されていたが、県が地盤面の低下について当該隣接地の所有者に伝達した記録は残されていないと主張したため、県が費用負担により本工事が実施されることになった。</p> <p>今後は、同様の工事において、関係者（隣接地所有者等）に対して計画の詳細を十分説明し、その説明の相手方、時期及び内容等を明記した記録を、一定期間保存する措置をとるべきである。</p>	<p>関係者に対して計画の詳細を十分説明するとともに、説明内容を記録した議事録を作成することを周知徹底し、その議事録は事業完了まで保管していく。</p>	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
26	第26節 県単交通安全対策工事（実叡交差点付帯工）	<p>本件では、「本工事と既発注工事は、施工及び工程上密接不可分な付帯的な工事であり、入札に付すことが不利と認められる」ことが随意契約の根拠とされているが、決裁書類を見る限り、本工事と既発注工事が「施工及び工程上密接不可分」であることは具体的に明らかとされており、他業者による受注が価格面で確実に不利に働いたといえるのかどうかは判断し難いと言わざるを得ない。本契約では、見合わせが省略され、この点からも相手方以外の契約が県に不利であったのか否かは検討が尽くされていると照らしても、県は、例外的な契約方式であることに照らしても、他の者と契約履行中の追加工事の場合においても、他の者との契約が不利に働くことを、具体的資料に基づき検討することが望ましい。</p>	<p>契約履行中に追加工事を随意契約とする場合には、積算内訳等の具体的資料に基づき検討し、他の者との契約が不利に働く理由を明確にしていく。</p>	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
27	第27節 県単橋梁修繕工事 (利根川大橋主桁補修)	建設工事請負契約書1ページ記載の「別添の条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定でききよう契約書の書式を改定すべきである。	中央建設業審議会の契約書書式及び標準請負契約約款は、同審議会が公正妥当な規範として決定し、採用を勧告したもので、全国の官公庁及び地方自治体において採用されているものであり、条項の改正等は同審議会の勧告等に基づき行うものであると考える。 なお、指摘のあった契約図書等の作成については、契約図書の取扱いについての通知等に基づき、正しく構成されるよう今後とも適正な事務処理に努めていく。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
28	第27節 県単橋梁修繕工事 (利根川大橋主桁補修)	<p>財務規則116条の2第1項は、随意契約を行う場合には、原則として2人以上の者から見積書を徴取するよう明確に求め、その例外は、「郵便切手、郵便葉書その他法令等によって価格の定められている物品を購入するとき」か「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき」のみである。</p> <p>本件において、仮に、別途発注の塗装工事における施工足場の設置者・所有者が、他の業者に対して施工足場の利用を認めない意向を明確にしており、施工足場の設置者・所有者に工事を発注せざるを得ないのであれば、「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される場合」といえる余地がでるようにも思われるが、本件契約の相手方は、別途発注の塗装工事における施工足場の設置者・所有者とは異なっており、そのような特段の事情も存在しない。</p> <p>担当課は、施工足場の兼用を図るという目的の範囲内で、可能な限り見積合わせを行うことが望ましい。</p>	<p>所内の幹部会議にて、各課長へ意見内容等を報告した。その後随意契約に当たっては、財務規則を順守し、意見内容に留意し実施している。</p>	対応済み
29	第27節 県単橋梁修繕工事 (利根川大橋主桁補修)	<p>担当課は、設計変更の必要性が判明した場合、速やかに設計変更の協議を行い、協議が整い次第、建設工事請負変更契約書を締結することが望ましい。</p>	<p>所内の幹部会議にて、各課長へ意見内容等を報告した。その後変更契約に当たっては、意見内容に留意し実施している。</p>	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
30	第3節 海岸基盤整備（復興）工事（目那川樋管ゲート製作据付工）	建設工事請負契約書1ページ記載の「別添えの条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定できるよう契約書の書式を改定すべきである。	中央建設業審議会の契約書書式及び標準請負契約約款は、同審議会が公正妥当な規範として決定し、採用を勧告したもので、全国の官公庁及び地方自治体において採用されているものであり、条項の改正等は同審議会の勧告等に基づき行うものであると考える。なお、指摘のあった契約図書等の作成については、契約図書の取扱いについての通知等に基づき、正しく構成されるよう今後とも適正な事務処理に努めていく。	措置済み
31	第3節 海岸基盤整備（復興）工事（目那川樋管ゲート製作据付工）	本件総合評価方式の選択については、「予定価格5千万円以上（税込み）の工事について、適用することを原則とする。」と規定する総合評価方式ガイドラインを適用して行われており、自治令の上記要件具備は、十分な調査、検討をされていると見なされ、執行伺等の書面にも、どのような理由で自らの記載も満たしていない。担当課は、一般競争入札において総合評価方式を適用するには、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。また、検討内容及び結果を後日確認できるようにするため、その手続につき書面を作成すべきである。	契約の性質又は目的（自治令第167条の10の2第1項）に関するし、建設工事については公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえれば、工事の品質を確保し、完成させることであり、「総合評価方式」は、技術力等の多様な要素をも考慮し価格その他の条件が最も有利な者を選定することから、工事の品質確保に優れた方式となつている。千葉県発注工事における予定価格5千万円以上の工事はその規模が大であつて、特に工事品質の確保や向上、工事目的物の性能・機能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減等による総合的なコストの縮減等が効率的かつ適切に図られる必要があることから、自治令第167条の10の2第1項に規定される「当該契約がその性質又は目的から同第167条の10の規定により難しいもの」に一般的に該当する。このことに加え、発注、審査体制、競争参加者の事務負担等も総合的に考慮して、千葉県の一般競争入札における総合評価方式の適用については、現在原則として予定価格5千万円以上の工事について適用しているところであり、ガイドラインはこの運用を記載したものである。なお、入札の執行方法については、建設工事の執行伺いの記載事項となっており、予定価格5千万円以上の工事について総合評価方式によらない場合はその旨が記載されることとなる。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
32	第10節 海岸基盤整備（復興）工事（玉浦川樋管ゲート製作据付工）	建設工事請負契約書1ページ記載の「別添えの条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定でききよう契約書の書式を改定すべきである。	中央建設業審議会の契約書書式及び標準請負契約約款は、同審議会が公正妥当な規範として決定し、採用を勧告したもので、全国の官公庁及び地方自治体において採用されているものであり、条項の改正等は同審議会の勧告等に基づき行うものであると考える。 なお、指摘のあった契約図書等の作成については、契約図書の取扱いについての通知等に基づき、正しく構成されるよう今後とも適正な事務処理に努めていく。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
33	第3節 海岸基盤整備（復興）工事（日那川樋管ゲート製作据付工）	工期の変更は、受注業者にも人手の確保時期などの調整を強いる結果となることから、誰にとってもできる限り避けられた方がベターであり、担当課は、工期の変更をできる限り避けるように入札実施時期の判断を行うことが望ましい。	設計当初、予期できなかつた不測の事態の発生等により、工期の変更が行われることがある。しかし、意見のとおり、できる限りこのような事態が生じないことが望ましいことから、適正な工期で工事が竣工できるよう、今後とも事業執行計画等に基づき適切な入札事務の運用に努めていく。	対応済み
34	第20節 県単道路改良（幹線）委託（時普根地区工区用道路検討）	県の当初の見込みでは、応募者予定数は10者であった。しかしながら、実際には4者からの応募しかなかった。結論としての応募者数の多寡については、県が左右出来たものではないものの、応募総数が少なかつたことについては、競争原理を働かせるためには検討がなされるべきであるが、そのような検討することが望ましい。	本件は結果として4者の応募となつたが、簡易公募型指名競争入札においては、委託業者データベース等から、同種業務の実績、技術者の経験、現在の手持ち業務量等を確認し、応募者数が9者以上見込まれる要件設定をしているところであり、競争性は確保されたいと考えている。	対応済み
35	第30節 平成29年度一般国道126号山武東総道路二期整備国道道路改築事業の施行に関する委託	本節の契約の履行確認方法については、第1款第5記載のとおりであり、相手方が行った完成検査等に関する書類の提出を受けて内容の確認が行った完成しているものの、工事の現場確認や相手方が行った完成検査に関するもの、工事の相手方からの説明内容等、書類化されていないものも散見された。県としては、委託業務が適正になされたかについて、しっかりと確認する必要がある。その内容については、検査調書の作成とは別に、事後的に検証可能なように、検査書面として残しておくことが望ましい。	検査時には完成図書等の確認とともに、事後の適正保管について指導・確認を徹底しており、事後検証が必要となつた際にはこれらの書類等の提示を求め、確認を行うことが可能であるが、相手方の説明内容等については、必要に応じ書面化等を行う。	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
36	第5節 社会資本整備総合交付金工事（坂本・工事用進入路工）	<p>総合評価方式を選択する場合は、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。これを妨げている総合評価ガイドラインの千葉県総合評価方式の実施方針、即ち、「予定価格5000万円以上（税込込み）の工事について総合評価方式を原則として適用する」との規定は、これを廃止すべきである。そして、総合評価方式実施要領2条(1)から(4)もあるため、改正すべきである。</p>	<p>契約の性質又は目的（自治令第167条の10の2第1項）に関し、建設工事については公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえれば、工事の品質を確保し、完成させることであり、「総合評価方式」は、技術力等の多様な要素をも考慮し価格その他の条件が最も有利な者を選定することから、工事の品質確保に優れた方式となっている。</p> <p>千葉県発注工事における予定価格5千万円以上の工事はその規模が大であって、特に工事品質の確保や向上、工事目的物の性能・機能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減等による総合的なコストの縮減等が効率的かつ適切に図られる必要があることから、自治令第167条の10の2第1項に規定される「当該契約がその性質又は目的から同第167条の10の規定により難しい」と一般的に該当する。</p> <p>このことに加え、発注、審査体制、競争参加者の事務負担等も総合的に考慮して、千葉県的一般競争入札における総合評価方式の適用については、現在原則として予定価格5千万円以上の工事について適用しているところであり、ガイドラインはこの運用を記載したものである。</p> <p>なお、入札の執行方法については、建設工事の執行何れの記載事項となっており、予定価格5千万円以上の工事について総合評価方式によらない場合はその旨が記載されることとなる。</p> <p>また、総合評価方式実施要領2条(1)から(4)までの条文は平成12年に当時の建設省が定めた「工事に関する入札に係る総合評価方式の標準ガイドライン」に準拠したものであり、総合評価方式は地方自治法により地方公共団体にも認められた方式であり、自治令の趣旨にも合致した内容となっている。</p>	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
37	第5節 社会資本整備総合交付金工事（坂本・工事用進入路工）	法令を遵守するため、総合評価項目を改定し、下請負に施工させることを常態とし、あるいは二次、三次、四次の下請負に施工させる業者、労働条件が劣悪な業者、眼に見えないところで手抜きをする業者、公正な競争に疑いが生ずる同一業者の反復受注ができないような評価項目を定めるべきである。	下請負の請負代金額の適正化、労働条件及び労働環境などについては、建設業法やその他の法令違反にともなう指名停止または文書注意の措置がなされた業者に対し、減点となる評価項目を設定している。	措置済み
38	第5節 社会資本整備総合交付金工事（坂本・工事用進入路工）	総合評価項目に不祥事が生じたときは、工事成績評価において、厳しく減点し、債務不履行の有無を検討すべきである。	総合評価方式で評価した事項については、不履行の有無を確認し、履行義務違反が発生した場合は、工事成績において3点減点することとしている。	措置済み
39	第5節 社会資本整備総合交付金工事（坂本・工事用進入路工）	本節の工事は、総合評価方式が適用されていることから、自治令第7条1項、2項が公表事項と定める事項を全て公表すべきである。	県発注工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条の規定による同法施行令第7条1項及び2項に定める公表事項について「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県入札・契約事務運用マニュアル」に基づき、閲覧及びインターネットにより全て公表している。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
40	第19節 県単港湾管理委託 (木更津港湾施設定期点 検)	「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」を提出した理由、当該価格での入札を行った理由、積算方法等について聞き取りをすることが望ましかつたものと考えられ、今後は「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」が提出された場合であっても、担当者に聞き取りを行うことを要望する。	「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」において、「低入札価格調査報告書」を提出しない理由を具体的に記載することとしており、本件では、報告書の作成が困難な具体的な理由、入札後に発生した個別の事情等の必要な情報は得られていたと認識している。なお、必要に応じて「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」が提出された場合でも担当者にも聞き取りを行っている。	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
41	第2節 社会資本総合交付金 工事（仮称土屋橋本線P6・ BランプP3・CランプP4 橋脚）	建設工事請負契約書1ページ記載の「別添の条 項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契 約書の内容から一義的に特定できるよう契約書の書 式を改定すべきである。	中央建設業審議会の契約書書式及び標準請負契約約款は、同審議会 が公正妥当な規範として決定し、採用を勧告したもので、全国の官公 庁及び地方自治体において採用されているものであり、条項の改正等 は同審議会の勧告等に基づき行うものであると考える。 なお、指摘のあった契約図書等の作成については、契約図書の取扱 いについての通知等に基づき、正しく構成されるよう今後とも適正な 事務処理に努めていく。	措置済み
42	第2節 社会資本総合交付金 工事（仮称土屋橋本線P6・ BランプP3・CランプP4 橋脚）	本件総合評価方式の選択については、「予定価格 5千万円以上（税込み）の工事について、適用する ことを原則とする。」と規定する総合評価方式ガイ ドラインを適用して行われており、自治令の要件具 備は、十分な調査、検討をされていると難しい 令は、執行伺い等の書面にも、どのような理由で自治 令の要件を充足するのかわからない。何らの記載もな されていない。 担当課は、一般競争入札において総合評価方式を 適用するには、自治令が定める適用要件の具備を調 査し、検討すべきである。また、検討内容及び結果 を後日確認できるようにするため、その手続につき 書面を作成すべきである。	契約の性質又は目的（自治令第167条の10の2第1項）に関 し、建設工事については公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣 旨を踏まえれば、工事の品質を確保し、完成させることであり、「総 合評価方式」は、技術力等の多様な要素をも考慮し価格その他の条件 が最も有利な者を選定することから、工事の品質確保に優れた方式と なっている。 千葉県発注工事における予定価格5千万円以上の工事はその規模が 大であって、特に工事品質の確保や向上、工事目的物の性能・機能の 向上、長寿命化・維持修繕費の縮減等による総合的なコストの縮減等 が効果的かつ適切に図られる必要があることから、自治令第167条 の10の2第1項に規定される「当該契約がその性質又は目的から同 第167条の10の規定により難しいもの」に一般的に該当する。 このことに加え、発注、審査体制、競争参加者の事務負担等も総合 的に考慮して、千葉県の一般競争入札における総合評価方式の適用に ついては、現在原則として予定価格5千万円以上の工事について適用 しているところであり、ガイドラインはこの運用を記載したものであ る。 なお、入札の執行方法については、建設工事の執行伺いにおいて記 載事項となっており、予定価格5千万円以上の工事について総合評価 方式によらない場合はその旨が記載されることとなる。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
43	第12節 県単河川総合開発工事（貯水池内堆積土砂掘削）	<p>本節の契約において、入札方法として指名競争入札を選択しているところ、上述のとおり、県は、工事の性質上工期が限定されることを理由としている。</p> <p>しかしながら、自治令167条1号において、指名競争入札を選択する要件として、「工事は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとし」との規定が定められており、一般競争入札に適しないと判断した理由を説明する必要がある。</p> <p>今後は、当該要件を検討の上、記録に残すべきである。</p>	<p>品質の確保や労働環境の改善の観点から、適正工期の確保が重要であり、本工事については、一般競争入札による契約では、その準備に相応の期間を要することから適正工期が確保できず、また、非出水期内での施工も困難となるため、当該工事の現場状況、難易度、工期、技術的特性、地域性などを総合的に判断して指名競争入札を選択した。</p> <p>建設工事については、現場状況、難易度、工期など様々であり、個別案件ごとに適切な執行方法を踏まえて選択し判断している。</p> <p>なお、入札の執行方法については、建設工事の執行何の記載事項となっていないことから、当該欄に適切に検討結果の記載を行うこととする。</p>	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
44	第33節 県単河川総合開発委託（高滝ダム堆砂対策検討業務）	<p>本節の契約については第1款第2の2項記載の理由により、随意契約が選択されている。この点、契約事務におくまは一般競争入札が原則であり、随意契約はあくまでも例外であるので、その選択における要件該当性については慎重に行う必要がある。本節の随意契約選択理由の合理性には疑いが残る。そして、どのような経緯、調査によつて自治令167条の2第1項2号に該当すると判断するに至ったのかについて、書面が作成されていないため、判断の相性を確認することができない。それゆえ、随意契約を選択するに至った理由を裏づける事実を具体的に記載した報告書を作成することが望ましい。</p>	<p>随意契約選択理由の合理性については、高滝ダム管理事務所部会千葉県建設工事等指名業者選定審査会において、契約予定者選定理由、契約方法の妥当性について審議し、その記録の写しを添付している。本節については添付されなかったため、指摘以降は、添付漏れのないよう確認している。</p>	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
45	第4節 県単運動公園周辺地区整備工事（2号調整池排水設備）	建設工事請負契約書1ページ記載の「別添えの条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定できるよう契約書の書式を改定すべきである。	中央建設業審議会の契約書書式及び標準請負契約約款は、同審議会が公正妥当な規範として決定し、採用を勧告したもので、全国の官公庁及び地方自治体において採用されているものであり、条項の改正等は同審議会の勧告等に基づき行うものであると考える。 なお、指摘のあった契約図書等の作成については、契約図書の取扱いについての通知等に基づき、正しく構成されるよう今後とも適正な事務処理に努めていく。	措置済み
46	第4節 県単運動公園周辺地区整備工事（2号調整池排水設備）	本件総合評価方式の選択については、「予定価格5千万円以上（税込み）の工事について、適用することを原則とする。」と規定する総合評価方式ガイドラインを適用して行われており、自治令の上記要件具備は、十分な調査、検討をされていると見なされ、執行伺等の書面にも、どのような理由で自らの記載も満たしていない。 担当課は、一般競争入札において総合評価方式を適用するには、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。また、検討内容及び結果を後日確認できるようにするため、その手続につき書面を作成すべきである。	契約の性質又は目的（自治令第167条の10の2第1項）に関するし、建設工事については公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえれば、工事の品質を確保し、完成させることであり、「総合評価方式」は、技術力等の多様な要素をも考慮し価格その他の条件が最も有利な者を選定することから、工事の品質確保に優れた方式となつている。 千葉県発注工事における予定価格5千万円以上の工事はその規模が大であつて、特に工事品質の確保や向上、工事目的物の性能・機能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減等による総合的なコストの縮減等が効果的かつ適切に図られる必要があることから、自治令第167条の10の2第1項に規定される「当該契約がその性質又は目的から同第167条の10の規定により難しいもの」に一般的に該当する。 このことに加え、発注、審査体制、競争参加者の事務負担等も総合的に考慮して、千葉県の一般競争入札における総合評価方式の適用については、現在原則として予定価格5千万円以上の工事について適用しているところであり、ガイドラインはこの運用を記載したものである。 なお、入札の執行方法については、建設工事の執行伺いにおいて記載事項となっており、予定価格5千万円以上の工事について総合評価方式によらない場合はその旨が記載されることとなる。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
47	第11節 県単金田西地区上水道配水管布設工事	<p>通常起りえないことを前提としている以上、一般競争入札で契約しても、通常は問題なく工事に着手できるはずである。契約方法を選択する段階で、確率的に低い不測の事態まで考慮に入れる必要性は乏しい。</p> <p>また土地所有者の生活への支障というが、実際に支障が生じるのは、工事に着手してからであり、一般競争入札か指名競争入札で、工事期間に違いはないはずである。</p> <p>よって本節の契約は一般競争入札にすべきであったと思われる。今後は自治令167条1号の要件、即ち、当該契約の「性質又は目的が一般競争入札に適しないものとするとき。」につき、具体的かつ実質的に検討し、的確に判断すべきであり、疑問が残るときは一般競争入札とすべきである。</p>	<p>工事等の発注にあたっては、地方自治法施行令の趣旨に則り、工事等の規模、手続の煩瑣性、現場への距離及び施工実績等に加え、区画整理事業の特性である土地を一旦事業者に明け渡してもらい、その後、一般的には粗造成工事→下水道管布設工事→上水道管布設工事→ガス管布設工事→道路(舗装)工事→宅地造成工事の順で施工の上、整備した土地を引き渡すこととしている。土地所有者の方には、この土地を一旦事業者に明け渡してから一連の工事の整備後に土地を引き渡すまでの間、家屋の移転や一時的な借家暮らしなど、生活に支障を及ぼすため一連の工事を可能な限り短期間で施工する必要があることから、この工事の場合、工事着手までの手続期間が短い指名競争入札で行っている。</p> <p>また、前段の工事で確率的に低い不測の事態が生じた場合を考慮に入れる必要がないという意見だが、不測の事態とは、工事を進めていく上で、事前調査では把握しきれない埋設物、不良土、地下水等が発見され、その対応により工事量が増加し、工期を延期する場合もあろうということであり、実際にこのような事例も多いため、確率的に低いとは言えない。</p>	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
48	第11節 県単金田西地区上水道配水管布設工事	<p>本件では、指名業者選定の留意事項として、当該工事に対する地理的条件的項目につき、本店所在地が君津土木事務所管轄内と定められている。建設業の健全な発展や担い手育成、地域経済の活性化の行政目的から君津土木事務所管内の業者から選定をすることを基本としているとの目的であるならば、一定の合理性が認められる。ただし、地元優先は行き過ぎるとひいては癒着の温床となるので、注意するのが望ましい。</p> <p>また本件工事は、水道本管及び各宅への供給の敷設工事であり水道事業者は木更津市であったことからすると、木更津市指定給水装置工事事業者であることを指名業者選定に当たっての留意事項とするのが望ましい。</p>	<p>平成31年2月以降発注の上水道配水管布設工事において、木更津市指定給水装置工事業者であることを指名業者選定にあたっての留意事項としている。（平成31年4月以降は、組織の改編によりかさ水道広域連合企業団指定給水装置工事業者であることとしている。）</p>	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
49	第25節 江戸川幹線845工区関連附帯工事（その2）	契約方法を選択した際、検討が不十分なまま契約締結を急ぎ、そのために随意契約が選択され、その結果、工期を遅らす変更契約が二度もなされたことと認められる。 よって、工事を急ぐ理由があると考える場合も、そこに無理がないかを多角的に検討し、競争入札が可能ならこれを選択すべきである。	本節工事の契約に当たっては、現場状況から現地を熟知し、一連の工事に精通している本体工事受注者による施工が作業効率や安全面等において有利であると総合的に判断し、随意契約を選択したが、今後は、現場状況等に鑑み、指名業者選定審査会に諮った上で、契約方法について適正に決定していく。	措置済み
50	第25節 江戸川幹線845工区関連附帯工事（その2）	随意契約を選択するか否かにつき、随意契約審査会を開催するという要領は、契約方法の選択を適正に行うための方法として優れている。本節の契約に ついても、随意契約審査会が開催されれば、随意契約が選択されなかった可能性がある。それ故、随意契約を選択する場合には必ずこの随意契約審査会を開催すべきである。	本節工事の契約にあたって随意契約締結の適否を指名業者選定審査会に諮っていないが、今後は指名業者選定審査会に諮り、契約方法について適正に決定していく。	措置済み

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
51	I 総括的事項に関する監査の結果 5 ベンチマークシステムについて ベンチマークシステムの病院局によるモニタリングについて	平成31年2月にベンチマークシステムを導入しているものの、利活用の程度は各病院に委ねられている状況といえ、ベンチマークシステム導入による適時適切なタイムリミットでの効果測定や病院ごとの具体的な削減目標の設定・達成状況の確認などの、病院局としてモニタリング体制が十分とは言えない状況である。 ベンチマークシステムを病院局として導入しているため、各病院に一任するのではなく、病院局として各病院において十分に活用できるようにモニタリング体制を整備、運用する必要がある。	令和3年度から令和6年度までを計画期間とする次期改革プラン案では、ベンチマークの対象拡大やベンチマークを用いた価格交渉の頻度の増加など、一層の経費削減に努めることとした。 経営管理課において、県立病院がベンチマークとの比較で有利な条件で調達できたり割合などを確認し、各病院と共有すること、この割合を増加できるようにベンチマークシステムの更なる活用を図る。	措置済み
52	6 財務会計システムについて 未収金管理表上のマイナスマス残高について	今回現地調査対象として選定した3病院のいずれにおいても、未収金管理表において、未収金項目の残高がマイナスマスとなっており備考欄に「残高エラー」と表示されるデータが多数存在している。財務会計システムの入替えの際に前システムから円滑に引き継ぐことができなかつたエラーデータあり、残高が存在することから未収金総額としての誤りはないとの説明を受けたが、これが仮に正しいとしても、各病院における説明を受ける効率的な債権管理の視点から、マイナスマス残高の整理を行う必要がある。なお、必要に応じて財務会計システムのベンダーとも協議すべきである。	令和3年10月までに、マイナスマス残高発生の原因はシステム上のエラーであることが判明している。エラーの原因は、前システムからの入替え以外にも、複数ある収入の登録方法により発生するもの及び分割納付により発生するものなどである。いずれもマイナスマス残高の対となるプラス残高が存在していることから未収金総額としての誤りはない。マイナスマス残高は残っているものの財務上問題はない。ベンダーと協議したところいずれの問題も現状のシステムでは改修困難であるとのこととあつたため、令和5年10月に予定しているシステム入替え時にマイナスマス残高が発生しないシステムへの改修及びマイナスマス残高の抹消が可能か検討する。	措置済み

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
53	<p>I 総合的事項に関する監査の結果</p> <p>3 新公立病院改革プランについて</p> <p>計画の適時な見直しについて</p>	<p>大きな前提条件変更があるのに、計画の適時な見直しをせずに、結果が出てから計画と実績の差異分析で、差異の要因として前提条件が変わったことを指摘するのは、適切なPDCA(PLAN→DO→CHECK→ACTION)サイクルが機能しない。</p> <p>新改革プランに基づく計画値は、病院局全体及び各病院において、赤字額の年々増加、患者数の減少、医師数減少、病床利用率低迷(病床数過剰)、繰入金(負担金・交付金)増加などの状況を改善するための主要な指標となるものである。</p> <p>正式な見直しには策定時と同様の承認プロセスが必要ということであれば、正規のプランとは別建てで見直しパージョンとして策定し、適切に計画・実績管理をする必要がある。</p> <p>計画値は、実現可能な範囲でなければ、現場の達成意欲はわからないし、達成自体も困難である。新改革プランの内容は良く、専門家による検討を経て策定したもので、これをすぐに修正・更新することは求めないが、病院局として前提条件を更新した、頑張れば実現可能な水準の目標値を各病院に提示して、各現場はそれを達成するために努力・工夫する形を作るべきである。</p>	<p>令和4年1月からスタートした次期改革プラン案では、実現可能な水準の目標を設定した。</p> <p>また、毎年度実施する点検・評価の結果や新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて、改革プランの期間中であっても必要に応じて見直す旨の項目を追加した。</p>	<p>対応済み</p>

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
54	4 経営形態について 経営形態の見直しの検討不足 について	「千葉県立病院新改革プラン」が平成29年6月に策定されて数年が経過しているものの、地方独立行政法人への移行に関する検討がなされているとはいえない状況である。 千葉県立病院事業には一例として以下の課題が確認されているところであるが、経営形態を地方独立行政法人へ移行することにより、改善が図られることも見込まれる。 以下を踏まえ、千葉県立病院事業についても地方独立行政法人への移行等の経営形態の見直しについて、十分な検討を行われない。	県立病院は、令和2年度まで7年連続で赤字決算となるなど、経営が極めて厳しい状況にあり、経営改善が喫緊の課題となっていることから、令和3年度から令和6年度までを計画期間とする次期改革プラン案を策定した。 その中で、独立行政法人化のメリット及び課題を踏まえ、今後の方向性については、現状の経営形態を基本に経営の効率化に努め、将来的には独立行政法人への移行も視野に入れて継続的に検討していくこととした。	対応済み
55	ベンチマークシステムの情報の活用について	他法人において医薬品の入札にあたり、医薬品卸大手4社の談合疑惑が令和元年12月に報道されていることから、直接的に談合の兆候等を検出することとは期待されないものの、過度に高い価格での医薬品の購入を防止し医薬品費を削減する観点から、佐原病院以外の病院においても医薬品についてベンチマークシステムの早期の活用が望まれる。	医薬品ベンチマークについては、佐原病院に続き、他の5病院でも令和3年4月から運用を開始した。	対応済み

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
56	II がんセンターに関する監査の結果 5 患者未収金残高管理について 医事会計システムと財務会計システムの未収金額の不一致について	がんセンターにおける平成31年3月末日現在の、医事会計システム及び財務会計システムの平成30年度発生債権の金額に差異が生じている。また、差異について分析は行っておらず、差異要因は一定程度把握されているものの、その影響額は把握されていないことから、当該差異について説明することができない。 適切な未収金残高管理のため、少なくとも年度末等、定期的に両者の残高を照合し、整合性を確保することが必要である。また、残高が不整合の場合、その原因の調査を行い適切な措置を行うことが必要である。	医事会計システムのデータ更新にあわせて、起票等を確実に行うとともに、新規発生分については、財務システムの未収調定額と医事会計システムの未収患者一覧を定期的に照合しており、新たな差異の発生防止に努めている。 過年度分については確認ができれば範囲で委託業者と協力して差異と原因の調査を行い、内容を確認できたものから整理を進めている。	措置済み
57	患者未収金の計上時期について	がんセンターにおいて、患者負担金の未収金（及び収益）の計上時期は、請求書発行日が属する月としているが、「千葉県病院局会計事務処理要領」において請求書発行日が属する月ではなく、診療月で計上することとされている。 地方公営企業会計が依るべき企業会計原則及び上記要領に沿う観点から、また保険請求分との整合性からも、患者未収金は診療月で計上すべきである。なお、診療月と請求月が同一のケースの処理を変更する必要はない。 また、未収金計上後に負担割合の変更等で請求額が変更されることがあるが、財務会計システムへの反映は翌年度になされている。 「千葉県病院局会計事務処理要領」においては特段の事情がある場合のみ翌年度に財務会計システム上へ反映させることが認められているにすぎず、原則として年度内に反映させる必要がある。	未収金の計上時期を診療月とするため、医事システムの入力を変更し、対応したが、システム上の問題で診療月での計上ができているケースが一部あるため、令和4年3月までにシステム改修を検討する。なお、システム改修で対応できない場合は、医事システムから未収金を算出する方法の変更等による改善を実施することとした。 また、未収金計上後に負担割合の変更等が変更された場合システムについては、翌年度に変更された場合を除き、原則年度内に財務会計システムに反映するように改めた。	措置済み

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
58	6 SPD業者及び棚卸資産の管理について 棚卸誤差について	<p>SPD業者が病院へ棚卸誤差の内容及び理由を報告していないため、病院は棚卸誤差の内容及び理由を把握できていない。</p> <p>棚卸資産管理上棚卸誤差は不適切な払出しがなかったか、払出し時等の処理誤りがなかったかなどを調査するため有用な情報であるため、棚卸誤差の発生内容、原因を病院職員へ伝達するようにSPD業者に求めるべきである。</p> <p>また、SPD業者が直接、帳簿数量を実カウント数へ修正しているため、承認済みの「差異理由書」に基づいた修正処理となっていない。実地棚卸マニユアルに定めているとおり、承認済みの「差異理由書」に基づいて帳簿数量の修正処理を行う必要がある。</p> <p>また、通常の診療材料費とは区別して伝票処理する必要がある。</p>	<p>SPD業者が誤差の内容及び原因等を病院側へ報告するようにし、令和3年4月から定期的に情報共有を行うこととした。</p> <p>また、当該報告があった場合には、システム上の修正処理を行うこととし、伝票処理については、誤差の原因がシステム上の処理漏れの場合には通常の診療材料費、それ以外が原因の場合は通常の診療材料費とは区別し、棚卸資産減耗費で処理を行うこととした。</p>	措置済み
59	固定資産実査により判明した不明資産について	<p>平成30年度に実施した固定資産実査の資料において、実査確認欄が「空欄」である資産や「不明」と記載されている資産が散見された。固定資産実査は、固定資産台帳の正確性を確保する重要な手続であるため、顛末が不明のまま放置することなく適切に実施されたい。</p> <p>また、現在の不明資産については再度調査を行うことで最終的な顛末を確認し、存在していない固定資産については、適切な承認のもと固定資産の除却処理をする必要がある。</p>	<p>毎年度実施している固定資産実査において、関係部署と平成30年度の資料の「空欄」、「不明」の資産については設置場所等を確認したため、顛末が不明な状態は解消されている。また、現存しない資産については令和2年度までに除却の処理を行った。</p>	措置済み

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
60	10 未払金管理について赤残となっている未払金について	事実関係を調査し、過去の会計処理におけるコード相違を原因とするものであれば、残高の入り繰りを整理する必要がある。また、定期的に未払金の明細を確認し、同様の事案が生じないよう体制を整備することが必要である。	令和元年度中に残高の入り繰りが生じているものはいずれもコードの相違等過年度の処理誤りが原因であることが判明したことから、ベンダーと協議したところシステム改修は困難であるとのことであったため、差異の入り繰りは管理表で管理することとし、財務上の問題はない。 今後はコード誤りなどが起こらないよう確認するとともに、相続のように入力コードを分けざるを得ない場合は、引き続き経理担当者が管理表で管理することとした。 また、令和5年10月に予定しているシステム入替え時にエラーが発生しないシステムにできるかを検討する。	措置済み
61	V 過年度指摘事項に関する監査の結果 1 平成25年度包括外部監査の結果等について（がんセンター） 保証人への督促について	入院患者への督促後1年以内を一つの目安として入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促することとしている。しかし、患者本人への督促後支払いがない場合であっても、患者本人との交渉が継続している場合には、ただちに全保証人に対して督促は実施していない。相当の期間を経過しても入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促されたい。	令和2年度に外部委託を開始し、過年度の委託案件について保証人への督促を委託できる体制を整えた。これに基づき、現在督促行為を順次実施している。さらに、令和3年度より現年度の案件及び外部委託を行っていない案件についても、患者本人に督促状を送付後一定期間未納が継続する患者については保証人に対して督促行為を実施している。	措置済み
62	相続人への請求について	患者が死亡した場合には、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を行いたい。患者が死亡した場合は、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を行いたい。患者が死亡した場合は、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を行いたい。患者が死亡した場合は、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を行いたい。	令和2年度に外部委託を開始し、過年度の委託案件のうち、患者が死亡しているものについては調査し、相続人を確定させた上で各人の法定相続分に応じた請求を行うことができ体制を整えた。 さらに、令和3年度より現年度の案件及び外部委託をしていない案件についても戸籍調査を行うことで外部委託同様に相続人を確定し、順次法定相続分に応じた請求を実施している。	措置済み

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
63	回収体制と弁護士法第72条について	<p>未収金の回収業務について民間会社に関与させるのは、督促対象者の選定を行う段階までとし、督促状送付後からは民間会社に関与させることは避け、民間会社に関与させる業務は弁護士法第72条に抵触しない範囲とすべきである。</p> <p>現状、過年度分と現年度分の督促状・催告書の送付に関する決裁及び臨戸徴収については医事経営課で行っているが、督促状発送後もそれまでの経緯から、回収困難な事案や以降の来院予定がない場合等以外は、医事の委託業者に入場が多く、委託業者へ対象患者数も多いため、医事の委託業者組織的な体制の見直しを検討されたい。</p>	<p>現在、督促対象者選定、督促状の送付及び電話分納対応については委託先業者ではなく医事経営課（県職員）が行っており、弁護士法第72条に抵触するおそれはない。</p>	措置済み

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
64	<p>II がんセンターに関する監査の結果</p> <p>3 診療報酬請求管理について</p> <p>診療報酬請求における組織体制・業務フロー実施状況について</p>	<p>上長による職員及び委託業者の業務の十分な把握・管理がされておらず、また担当者任せとなっており、委託業者への業務確認やモニタリングも十分されていない。</p> <p>診療報酬請求、算定においては、診療報酬の要件、医師のカルテ記載を順守して、査定返戻、返還などが生じないよう、根拠に基づいた診療報酬請求が行われる必要がある。</p> <p>上長はそれぞれの業務内容を整理・把握しダブルチェックを行い、委託業者へは契約書・仕様どおり業務が遂行されているか業務報告を受けモニタリングをするなど評価を行う体制の構築が必要である。また、各請求業務が把握、管理できないリスクや異動など担当者交代に伴い請求業務実施体制が維持されないリスクがあるため、業務フロー・マネジメントを作成することにより医事業務の適切な管理を行われない。</p>	<p>委託業者の日常業務の遂行状況や業務報告等から、契約書、仕様書どおりに業務が遂行されているか、事務局において定期的に評価を行う。</p> <p>診療報酬請求管理については、保険診療点検委員会において返戻案件等を審議し、結果を病院内で情報共有することで適正な請求に努めている。</p> <p>また、令和3年10月から業務フロー・マニュアルを作成すること、医事経営課と委託業者との連絡を密にすることなどにより、委託業者が行っている診療報酬請求業務の履行状況を上長が最終的に整理・確認できる体制を整えた。</p>	<p>対応済み</p>

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
65	V 過年度指摘事項に関する監査の結果 1 平成25年度包括外部監査の結果等について（救急医療センター） 相続人への請求について	患者が死亡した場合には、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を 行うべきであるが、相続人に対して法定相続分に 応じた請求を行わず代表者に一括で支払って いる請求が多いため適切に対処されたい。	令和2年度に外部委託を開始し、過年度の委託案件のうち、患者が死亡しているものについては調査し、相続人を確定させた上で各人の法定相続分に 応じた請求を行うことができて体制を整えた。 さらに、令和3年度より現年度の案件及び外部委託をしていない案件について、 戸籍調査を行うことで外部委託に相続人を確定し、順次法定相続分に 応じた請求を実施している。	措置済み

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
66	<p>Ⅲ 循環器病センターに関する監査の結果</p> <p>4 患者未収金残高管理について</p> <p>医事会計システムと財務会計システムの未収金額の不一致について</p>	<p>循環器病センターにおける令和元年8月末日現在の医事会計システム及び財務会計システムの令和元年度発生債権の金額に差異が生じている。また、差異について分析は行っておらず、差異要因は一定程度把握されているものの、その影響額は適切に把握されていない。</p> <p>適切な未収金残高管理のため、少なくとも年度末等、定期的に両者の残高を照合し、整合性を確保することが必要である。また、残高が不整合の場合、その原因の調査を行い、適切な措置をとることが必要である。</p>	<p>医事会計システムのデータ更新にあわせて、起票等を確実に行うとともに、新規発生分については、財務システムの未収調定額と医事会計システムの未収患者一覧を定期的に照合しており、新たな差異の発生防止に努めている。</p> <p>過年度分については確認ができれば範囲で委託業者と協力して差異と原因の調査を行い、内容を確認できたものから整理を進めている。</p>	措置済み

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
67	<p>III 循環器病センターに関する監査の結果</p> <p>2 診療報酬請求管理について</p> <p>診療報酬請求における組織体制・業務フロー実施状況について</p>	<p>上長による職員及び委託業者の業務の十分な把握・管理がされておらず、また担当者任せとなっており、委託業者への業務確認やモニタリングも十分されていない。</p> <p>診療報酬請求、算定においては、診療報酬の要件、医師のカルテ記載を順守して、査定返戻、返還などが生じないよう、根拠に基づいた診療報酬請求が行われる必要がある。</p> <p>上長はそれぞれの業務内容を整理・把握しダブルチェックを行い委託業者へは契約書、仕様どおり業務が遂行されているか業務報告を受けモニタリングをするなど評価を行う体制の構築が必要である。</p> <p>また、各請求業務が把握、管理できないリスクや異動など担当者交代に伴い請求業務実施体制が維持されないリスクがあるため、業務フロー・マニユアルを作成することにより医事業務の適切な管理が行われたい。</p>	<p>委託業者の日常業務の遂行状況や業務報告等から、契約書、仕様書どおりに業務が遂行されているか、事務局において定期的に評価を行う。</p> <p>診療報酬請求管理については、保険診療点検委員会において返戻案件等を審議し、結果を病院内で情報共有することで適正な請求に努めている。</p> <p>また、令和3年4月から業務フロー・マニユアルを作成すること、医事経営課と委託業者との連絡を密にすることなどにより、委託業者が行っている診療報酬請求業務の履行状況を上長が最終的に整理・確認できる体制を整えた。</p>	<p>対応済み</p>

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
68	IV 佐原病院に関する監査の結果 3 患者未収金残高管理について 医事会計システムと財務会計システムの未収金額の不一致について	佐原病院における平成31年3月末日現在の、医事会計システム及び財務会計システムの平成30年度発生債権の金額に差異が生じている。また、差異について分析は行っておらず、差異要因は一定程度把握されているものの、その影響額は把握されていない。 適切な未収金残高管理のためには、少なくとも年度末等、定期的に両者の残高を照合し、整合性を確保することが必要である。また、残高が不整合の場合、その原因の調査を行い適切な措置を行うことが必要となる。	医事会計システムのデータ更新にあわせて、起票等を確実に行うとともに、新規発生分については、財務システムの未収調定額と医事会計システムの未収患者一覧を定期的に照合しており、新たな差異の発生防止に努めている。 過年度分については確認ができていない範囲で委託業者と協力して差異と原因の調査を行い、内容を確認できたものから整理を進めている。	措置済み
69	訪問看護ステーションさわらに係る患者未収金の督促体制について	訪問看護ステーションさわらに関して、患者自己負担額の請求書において納期限の記載がない。納期限の記載がない場合、いつから督促を実施すべきか不明確であることから、督促の前提として、「千葉県病院局財務規程」に従い、患者にとつての支払期日を請求書に記載する必要がある。 また、督促は電話や訪問担当看護師による声かけなどによりなされているが、マニュアルに沿って統一的に実施されているとはいえない状況である。そのため、訪問看護ステーションも病院の「未収金発生防止・未収金回収対策マニュアル」に従って業務を実施する必要がある。また、「未収金発生防止・未収金回収対策マニュアル」に基づいて業務を実施するたための体制の整備も必要である。 さらには、適切な未収金管理のため、「未収金取扱要領」に沿って督促記録を未収金整理票へ記載する必要がある。	令和元年11月送付分から、訪問看護ステーション利用者への請求書に支払期日を明記している。また、督促の記録についても、未収金整理票への記載を行っている。 訪問看護ステーション利用者への督促については、令和3年10月送付分から「未収金発生防止・未収金回収対策マニュアル」に基づいて請求を行うよう体制の整備を行った。	措置済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
70	I 組織、職務分掌及び管理・指導に関すること 1 教育委員会及び教育事務所の組織と業務分掌について ③ 教育事務所の所長訪問の在り方について	所長訪問時の点検については、その重要性から理想的には、1校につき最低限90分程度は費やすことが望ましい。ただ、人手不足の現状では、これ以上の業務量の増加は困難である。定員増が最良だが、少なくとも、各教育事務所での融通、繁忙期の非常勤職員、アルバイト等の採用、教育委員会からの応援等を検討すべきではないか。	所長訪問については、地域の実情を踏まえ、各事務所が地域の学校や県教育委員会の関係課等と調整の上、実施しているものと承知している。 その上で、人員配置等の要望がある場合は、各事務所の業務の見直しや効率化を進めて、負担軽減を図るとともに、状況に応じて、増員要望や会計年度任用職員の配置等を行うなど、過度の負担がかからないよう、人的配慮を検討していく。	対応済み
71	④ 教育事務所が開催している 人事担当課長等会議について 人事担当課長等会議の記録について	教育事務所が開催している市町村教育委員会の人事担当者向けの人事担当課長等会議の議事録がない。 人事担当課長等会議において、教育事務所等において情報共有すべき事項について記録を残すとともに、改善すべき事項があれば改善につなげられた。	会議出席者による議論があった場合など、情報共有すべき事項については記録を残すこととし、各教育事務所に対し周知した。	対応済み
72	4 教育委員会による公立小中学校への管理・指導について ② 指導・講評 公立小中学校の点検時間について	種々の項目を短時間で効率よくチェックしている と推察できるが、1校2～3時間程度の点検のため、特に重要な項目である経費関係、私費関係、給与関係については形式面のチェックが主で、実質的なチェックが十分とは言えないと思われる。教育事務所の体制整備が前提となるが、1校1日程度の点検時間が必要と考える。	公立小中学校の設置者は各市町村であり、各種経費や私費については、設置者である各市町村教育委員会が点検を行っている。県教育委員会は、設置者として、県費負担をしている給与関係の点検を適切に行っている。	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
73	IV 情報システム及び情報セキュリティについて 1 情報セキュリティについて ① 情報セキュリティ関連の規程、情報資産台帳、教職員の情報セキュリティへの対応状況について 規程の見直しについて	千葉県立学校情報セキュリティ対策基準は、平成29年に施行され、上記「教育情報セキュリティ」の改定後も特に見直しが行われていない。千葉県立学校情報セキュリティ対策基準の中でも12評価・見直し(3)教育情報セキュリティポリシーの改定後にも特に見直しが行われていない。千葉県立学校情報セキュリティ対策基準の変更等に対応するため、必要に応じて教育情報セキュリティポリシーの見直しを行うものとする」とあり、一部の学校では先行してクラウドの利用も始まっているため、昨今の外部環境を踏まえて、千葉県立学校情報セキュリティ対策基準を見直すことが望ましい。	平成29年10月に策定した千葉県立学校情報セキュリティ対策基準については、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が令和元年12月に改定されたため、令和3年4月に改定し、各県立学校等に対して通知した。	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
74	<p>④ 事務職員への標的型攻撃メール対応訓練の実施状況について 事務職員の情報セキュリティに関する点検等について</p>	<p>標的型攻撃メールの開封者へは、個別にメールで注意喚起を行っている。また、令和2年3月には「標的型攻撃メール対応訓練結果報告会及び情報セキュリティ監査フォローアップ研修会」をオンラインで開催している。また、標的型攻撃メール対応訓練実施結果は、県から各校へ書面にて報告されているもの、特段それ以上のこと見えず、当該結果を有意義に使用していないが見える。開封率は、5～10%となっているが、事前に時期の予告があり、県庁インフラネットワークへも掲載されることを加味すると高い開封実績である。なぜそのような実績が出ているのか県として分析した結果を共有するとともに、実際の攻撃メールの見分け方や万が一攻撃メールを開封してしまった場合の具体的な対応策等を周知することが望ましい。</p> <p>なお、当該点検の意義を鑑みると実施時期の予告をすることも避けざるべきであり、対象者選定についても限定することなく全員を対象とすべきである。</p>	<p>令和2年度に実施した標的型攻撃メール対応訓練における攻撃成功者向けアンケートの中で、開封理由の集計を行っており、結果を庁内ホームページに掲載し共有した。</p> <p>また、令和3年度の標的型攻撃メール対応訓練については、攻撃メールの見分け方や攻撃メールを受信した際の具体的な対応策等を周知した上で実施した。</p> <p>なお、総務部情報システム課との調整により、今年度から各学校の事務職員に加え、新たに教員（校長・副校長・教頭）を対象に追加することとした。</p>	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
75	<p>2 ICT (Information and Communication Technology) 教育について</p> <p>① 教育委員会におけるICTの管理状況は適切か 教育委員会の保有するシステム全体を管理する部署の必要性について</p>	<p>教育委員会が保有するシステムは各所管課が管理している。しかし、教育委員会が管理している部署は特段存在していない。</p> <p>一般的に情報システム部署は、IT戦略・システム企画、基幹システム構築・運用・保守、インフラ構築・運用・保守、サポート・ヘルプデスク等を担う部署である。教育委員会においても、全庁的なIT方針のもとに、教育委員会が管理するシステム全体像を把握し、教育委員会における一貫したIT戦略の立案やセキュリティポリシーの具体的な運用方法等を管理することが望まれる。</p> <p>また、教育庁内の業務やシステムの分析・評価等を行い各所管課を支援することができICT及び情報セキュリティに対する専門的な知見を有する人材の育成もしくは登用も検討する必要がある。</p>	<p>全庁的なシステム管理の方向性を踏まえ、教育庁において教育委員会における一貫したIT戦略の立案やセキュリティポリシーの具体的な運用方法等の管理等の必要性を検討していく。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
IV	<p>情報システム及び情報セキュリティについて</p> <p>1 情報セキュリティについて</p> <p>① 情報セキュリティ関連の規程、情報資産台帳、教職員の情報セキュリティへの対応状況について</p> <p>教員のセキュリティ対策基準にかかると実施手順の整備について</p>	<p>千葉県立学校情報セキュリティ対策基準は、平成29年10月に施行されているが、当該情報セキュリティ対策基準にかかると現在作成中とのことである。</p> <p>情報セキュリティ対策基準にかかると実施手順は、具体的なシステムや手順、手続に展開して個別の実施事項を定めるものであるため、当該実施手順がないことと各県立学校が正しく情報セキュリティ対策を行うことが困難である。</p> <p>当該実施手順がないことと弊害の一例として、教員に対し定期的な標的型攻撃メール対応訓練が未実施であったことが挙げられる。</p> <p>「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において「学校は、地方公務員法及び教育公務員特例法に定める「服務」に服さない児童生徒が過半数を占める学校にあっては、当該児童生徒が、学習活動において日常的に学校にある情報システムにアクセスするところから、当該児童生徒も想定した情報セキュリティ対策を講ずる必要がある。この対象とする「対策基準」とは異なる部分がある。「基本方針」については、地方公共団体が策定したものに従いつつ、「対策基準」については、学校を想定したものも策定することが望ましい。」とされている。そのため、教員と職員はそれぞれ対策基準を設定することは前提のうえ、対策に漏れの無いよう実施手順を作成し、定期的に見直すことが必要である。</p>	<p>令和3年4月に、具体的なシステムや手順、手続に展開して個別の実施事項を定めた情報セキュリティ実施手順を策定し、各県立学校に対して通知した。</p>	措置済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
77	<p>I 組織、職務分掌及び管理・指導に関すること I 教育委員会及び教育事務所の組織と業務分掌について ① 教育委員会各担当課の活動状況 現場情報の有効活用について</p>	<p>各教育事務所や県立学校から上がってくる情報やデータは、教育委員会各担当課でしか全体像は把握できない。この中には、うまく集計・分析すれば、教職員の働きが数多く含まれていると思われる。教育委員会はより高い意識と改善への積極的な意欲をもって、対応することが望まれる。</p>	<p>現時点では、各教育事務所や県立学校から上がってくる情報やデータを、横断的に集計・分析した取組は行っていないが、各教育事務所や県立学校に対する調査方法等を、可能なところから統一化するなどの取組を行ってきた。また、国において、「客観的な根拠の遂行に当たり留意すべき視点の一つとして「客観的な根拠を重視した教育政策の推進」を盛り込んでおり、E B P M推進に向けた取組が進められていることと踏まえ、国や他県の動向を注視しつつ、既存の調査の改善等によるデータの整備等様々な情報・データの活用について研究し、政策の改善・見直しにつなげるよう検討を進めていく。 ※E B P M：(Evidence-Based Policy Making)客観的な根拠に基づく政策立案</p>	<p>対応済み</p>

令和2年度包括外部監査

[教育庁企画管理部教育総務課]

教育に関する財務事務の執行について

[教育庁企画管理部教育政策課]

[教育庁教育振興部教職員課]

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
IV 79	<p>情報セキュリティについて</p> <p>1 情報セキュリティについて</p> <p>① 情報セキュリティ関連の規程、情報資産台帳、教職員の情報セキュリティへの対応状況について</p> <p>情報漏えいについて</p>	<p>情報セキュリティに関する事故として、記録媒体等データではなかったが、個人情報記載された名簿の紛失があった。</p> <p>高度な情報化社会の中で、教育現場は未だ紙面でのやり取りが多いが、紙面はデータ媒体とは異なり、暗号化などはできない。紙面はデータに比べ、盗難時の情報の漏えい面でのリスクが高い。</p> <p>紙面の持ち出しに際しては、ルールはなく紛失時の情報漏えいを防止する対策は事実上皆無である。そのため、紙面の持ち出しルールの設定と管理もしくは適切なパスワードを付した上での規定に基づくデータ管理が望ましい。これも踏まえ、データ管理面での情報セキュリティに対する研修の強化が望まれる。</p>	<p>平成29年10月に策定した千葉県立学校情報セキュリティ対策基準について、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が令和元年12月に改定されたため、令和3年4月に改定し、各県立学校等に対して通知するなど、情報セキュリティの整備確保に取り組んでいる。この改定の中でデータ管理に係る規定の整備を行った。</p> <p>情報セキュリティについては、各県立学校に対して、「情報セキュリティ対策チェックシート」を活用し、個人情報が含まれるデータは、パスワードを付すなど、個人情報の管理を徹底するよう指導している。</p> <p>令和3年4月に策定した情報セキュリティ実施手順において、情報セキュリティ研修に係る規定の整備を行い、計画的な研修を行っている。データ管理に係る規定の整備を行った。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
82	IV 情報システム及び情報セキュリティについて I 情報セキュリティについて ① 情報セキュリティ関連の規程、情報資産台帳、教職員の情報セキュリティへの対応状況について管理簿について	USBメモリ等記録媒体の管理台帳（学校端末持ち出し簿）を閲覧したところ、利用者の名前記載欄がない学校があったが、仮にこのまま利用された場合、とであつたが、仮にこのまま利用された場合、誰が持ち出したのか不明であるため管理台帳として役割を果たしていない。情報セキュリティ対策基の業務取扱要領に別記様式があり、そちらを参考作成すべきである。	令和3年4月に策定した情報セキュリティ実施手順において、電子記録媒体の持ち出し記録簿（利用者の名前記載欄あり）など、情報セキュリティに係る各様式を提示するとともに、本手順を活用するよう、各県立学校に対して通知を行った。	措置済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
83	<p>IV 情報システム及び情報セキュリティについて</p> <p>2 ICT (Information and Communication Technology) 教育について</p> <p>② ICTの活用状況について 独自に購入したサーバに関するIDの棚卸について</p>	<p>幕張総合高等学校では、県でのサーバ導入が間に合っていない頃に先進的な取り組みとして独自に購入したサーバがあり、当該サーバについては同校の情報管理部で管理しているため、教育委員会や総務部情報システム課の管理対象外となっている。そのため、独自で付与したIDの棚卸は実施していない。今後は、各高校に独立したサーバを設置するのではなく、教育委員会が整備する教育情報ネットワーク上に用意された各高校の保存領域に統一する予定となっておりが、現状存在するIDについては、引き続き幕張総合高等学校情報管理部で棚卸を実施し、適正に管理することが望ましい。</p>	<p>幕張総合高等学校が独自に管理しているサーバについては、次期機器更新の際に廃止し、教育委員会が管理しているサーバに統一する方向で準備を進めている。IDの管理については、令和3年4月に改定した情報セキュリティ対策基準に規定しており、学校に対して、本基準に基づき適切な管理を行うよう通知した。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
84	各校の独自ITインフラ構築について	<p>学校独自にファイナルサーバや校内のWi-Fi環境を構築している事例もあるが、個人情報等は保存されず、学外のインターネットへは接続していないため、アクセスマスが学内に限られ、低コストで便利なファイナルサーバを持つことでコスト削減・効率化を図っていることであった。</p> <p>ただし、このような独自の取り組みは、教育委員会が教育情報ネットワークで提供している機能（機微情報の保存先としてVDI環境を、教材情報等のデータの保存先としてOneDriveを提供）と重複することや、情報漏洩のリスクなどの安全面やシステム構築・維持が属人的となり、更新・保守が困難となる可能性など構築や運用コストの二重投資やセキュリティ上の課題がある。県は、各校独自のサーバ構築等独自のITインフラ整備を推奨していないのであれば、その旨を各校に伝え、指導していくべきである。</p> <p>なお、現在保有している独自のファイナルサーバを利用し続ける場合には、当該ファイナルサーバのパスワード管理は、使用する本人次第となっているため、今後一定のルールに基づき強制的に変更させる、IDについては棚卸をするなどの改善は必要となる。</p>	<p>学校独自のファイナルサーバを廃止することについては、VDI環境に学校が保有する全てのデータを保存することが容量的にできないため、現実的には困難であるが、業者が24時間体制でネットワークを監視をしている。なお、パスワード及びIDの管理については、令和3年4月に改定した情報セキュリティ対策基準及び同日に策定した情報セキュリティセキュリティ実施基準に規定しており、各県立学校に対して、これらに基づき適切な管理を行うよう通知した。</p>	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
85	デジタル化を活用した業務改善の推進について	<p>上述の「在宅勤務についで」のとおり、ペーパーレス化促進の必要性からもデジタル化を促進することは急務である。教育事業については、情報教育などの目的を鑑みると教育面での全面導入には限界があるものの、現在各課が入力している内容に相互共有や外部業者との関係、連絡帳やプリントのお知らせを中心とした保護者とのやり取りなど、デジタルを活用した効率化・省力化が想定される業務を省力化することは可能であり、管理部門でのデジタル化の早期全面導入は不可能ではない。デジタル化については、早急に対応し、より本質的な活動に教職員が注力できよう検討されたい。</p>	<p>令和3年3月に、県立学校における「学校・保護者間における連絡手段のデジタル化」の実態調査の結果と併せて、実践校の取組やアンケートフォームのサンプル等を各校に通知し、連絡手段のデジタル化の推進を図った。</p> <p>その結果、令和3年4月の調査では、学校と保護者等間の双方向の連絡手段として情報伝達ツールを用いている県立学校が全体の8割近くを数えた。今後も保護者との連絡手段のデジタル化など、さらなる推進を図っていくこととする。</p>	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
86	<p>VII 現物管理について I 物品管理について ① 備品が適切に物品管理システムに反映されているか。 物品管理システムの登録漏れ</p>	<p>音楽室にグララントピアノが3台あったが、物品管理システムへの登録は2台のみであった。グララントピアノ1台については物品管理システムに登録されていなかった。学校の管理する備品については、漏れなく物品管理システムに登録する必要がある。</p>	<p>該当校へシステムに登録するように指導するとともに、全ての県立学校へ指摘事項の内容について周知し、指導を徹底した。 また、令和3年度においては、全学校に対し重要物品について、システムと現物を照合の上、登録漏れ等があった場合には、速やかに事務処理を行うように指導した。</p>	措置済み
87	<p>VIII 私費の管理について (3) 支出伺い、支払行為に対して必要な手続は実施されているか。 事後決裁について</p>	<p>往査した県立学校において、芸術鑑賞教室の費用について、「29年度生学年会計」より支払いを行っていた。令和元年7月9日に支出伺いにより執行の決裁を行っているが、支払先からの請求書によると、公演は令和元年6月27日に実施されていた。 支出（物品購入等）伺いは、執行前に決裁をとるべきものであるため、事後決裁となっている。支出手続として不適切であることから是正されたい。</p>	<p>該当校へ指導するとともに、全ての県立学校へ指摘事項の内容について周知徹底した。 また、会計指導を通じて、各学校の状況を把握し、必要に応じ、個別に再指導を行うなどにより再発防止に努めている。</p>	措置済み

教育に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
88	支出伺いと支出決議書の日付について	<p>往査した県立学校において3年生の現場見学の費用について、「29年度生学年会計」より支払っていた。業者からの見積書を令和元年5月21日付、請求書を令和元年6月13日付で受領している。支出伺いと支出決議書は一枚で作成され、決裁は紙に押印する形で行われているが、当該支出伺い日である令和元年5月21日と支出決議日である令和元年6月14日が両方とも印字されていた。</p> <p>通常は、支出伺いの時点と支出決議の時点は異なると考えられるため、支出伺い日と支出決議日が同一日でない場合には、日付として印字できるのは支出伺い日のみで、支出決議日は手書きとなるはずである。将来の日付を予め入力したのか、あるいは事後決裁となっている可能性があるため、適切な運用に是正されたい。</p>	<p>該当校へ指導するとともに、全ての県立学校へ指摘事項の内容について周知徹底した。</p> <p>また、令和2年度より、訪問指導の2か月後に、訪問指導時に指摘した事項に係る改善状況について確認することにより、再発防止に努めている。</p>	措置済み

教育に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
89	見積合わせの未実施について	<p>往査した県立学校の進路指導室のコピー機リース代月額12千円（5年間のリース料総額712千円）について、「進路指導会計」より支払っていた。</p> <p>また、別の県立学校において平成31年4月19日に茨城県で開催されたオリエンテーション合宿のバス代（@86,400円×2台＝172,800円）について、「平成31年度生徒旅行積立」より支払っていた。</p> <p>しかし、これらについて見積合わせが行われていなかった。マニュアル等においては、予定価格が10万円以上の場合は、見積合わせが必要とされているため、見積合わせを行う必要がある。</p> <p>また、上記のコピー機リース代について、見積合わせが必要か否かはリース料総額により判断される点についても県立学校全体に対して周知徹底された。</p>	<p>該当校へ指導するとともに、全ての県立学校へ指摘事項の内容について周知徹底した。</p> <p>また、令和2年度より、訪問指導の2か月後に、訪問指導時に指摘した事項に係る改善状況について確認することにより、再発防止に努めている。</p>	措置済み

教育に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
90	入札とすべき案件について	<p>往査した県立学校において、令和元年5月31日に実施された校外学習（2学年）に対して「30年度生副教材費会計」より支払われている。当該校外学習に対する各クラスの旅行代金は8クラス合計で1,644千円であった。</p> <p>また、同校の令和元年5月31日に実施された校外学習（1学年）に対して「令和元年度生副教材費会計」より支払われている。当該校外学習に対する各クラスの旅行代金は8クラス合計で1,441千円であった。</p> <p>校外学習は、各クラスで計画を立案し、全てのクラスで同じ日に実施されている。また、まとめて1者に発注していることから、執行に当たって入札すべきかどうかについては、それぞれ全体の金額で判断すべきであった。</p> <p>本件は、合計すると100万円以上の契約となり、入札とすべき案件であったと考えられる。本件事例については、県立学校全体に対して周知徹底を図り、同様の事例が生じることがないように対応されたい。</p>	<p>該当校へ指導するとともに、全ての県立学校へ指摘事項の内容について周知徹底した。</p> <p>また、令和2年度より、訪問指導の2か月後に、訪問指導時に指摘した事項に係る改善状況について確認することにより、再発防止に努めている。</p>	措置済み

教育に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
91	(4) 支払は適時に実施されているか 支払の遅延について	一部の私費について支払の遅延が生じていた。購入先等への支払いは速やかに実施すべきものであり、立会検査後5か月間も支払いを行っていない状況は不適切であることから是正されたい。 また、支払遅延が生じないようにするための発注残高の管理や検収済案件に対する支払日のモニタリングなどが有効であるため、支払遅延が生じないようにするための業務フローの見直しやチェック体制の構築などについて、検討されたい。	該当校へ指導するとともに、全ての県立学校へ指摘事項の内容について周知徹底した。 また、令和2年度より、訪問指導の2か月後に、訪問指導時に指摘した事項に係る改善状況について確認することにより、再発防止に努めている。	措置済み
92	(5) 私費に対する監査は実施されているか 監査の未実施について	私費の一部において、教職員及び保護者で構成される監査委員による監査が実施されていなかった。財務課の行った会計指導においても、令和元年度43校のうち14校で、監査を行っていない会計があったことである。 マニユアル等において、私費会計は校長がその目的達成のために必要な経費を保護者から徴収するものであることから、その目的が完結した時又は年度末に当該会計の監査を行わなければならないとされているため是正されたい。	該当校へ指導するとともに、全ての県立学校へ指摘事項の内容について周知徹底した。 また、令和3年度からは、各所属への会計指導（実地・書面とも）にあたり、所属が作成する「私費会計一覧表」に監査実施の確認欄を新設し、監査実施の確認状況について洗い出しを行うとともに、監査を実施していない県立学校に対して、監査を実施の上、結果を報告するよう指導している。	措置済み

令和2年度包括外部監査

[教育庁企画管理部財務課]

教育に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果(指摘)の内容	措置状況等	区分
93	<p>X 過年度指摘の改善状況について (1) 平成27年度包括外部監査の指摘に対する措置状況の確認結果について 私費会計における監査の実施について</p>	<p>私費会計における教員等による監査の未実施に関しては、今回の外部監査でも複数の私費会計の1つと定め、各学校へ指導を行っているとのことであるが、結果として改善が不十分であると言わざるを得ない状態となっている。 各学校では、預金通帳管理台帳を作成し学校で保有する預金に関して、使途概要、通帳の有無、監査の有無、通帳管理者、届出印管理等を把握している。そのため、全ての県立学校の洗い出し、監査を実施していない私費会計の洗い出しを行い、監査を実施するように指導を徹底され、事後的なフォローまで対応されたい。</p>	<p>令和3年度からは、各所属への会計指導(実地・書面とも)にあたり、所属が作成する「私費会計一覧表」に監査実施の確認欄を新設し、監査実施の確認状況について洗い出しを行うとともに、監査を実施していない県立学校に対して、監査を実施の上、結果を報告するよう指導しており、これにより監査の実施率(令和2年度会計分)は、100%となる予定である。</p>	措置済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
94	<p>I 組織、職務分掌及び管理・指導に関すること</p> <p>2 校長の決裁権限と業務分掌について</p> <p>① 県立高校及び県立特別支援学校における校長の決裁権限は適切か</p> <p>決裁権限及び業務負荷の適正化について</p>	<p>千葉県教育委員会処務規程においては副校長に権限移譲が可能であり、副校長と分担して、より適切な業務の担当を定める。また、実質的な点検の担当を明確に定める。また、実質的な点検の担当を明確に定める。副校長が在籍するような規模の大きな学校においては権限委譲による業務の効率化が期待されるだけでなく、適切にチェックス体制から業務の正確性の向上も期待される。ただし、副校長が在籍しない学校においては権限委譲による効果が大いに期待できない。</p> <p>一方で、職務分掌により一般教職員に事務的作業の負担がかかっているために、負荷軽減、教育専念の観点から、業務補助員を導入し書類作成は業務補助員に任せ、一般教職員は業務補助員の作成した書類等のチェックを行う等、私費会計の処理手続きを見直し、適正性を担保しつつ、一般教職員の負担を軽減する体制を構築する等の検討を行うべきと考える。</p>	<p>校長がP T A等の団体の長から会計の委任を受けている団体費会計や校長名で徴収を行う学校徴収金については、公費に準じた事務処理を行い、適正な管理を行っている。千葉県財務規則上で副校長の決裁区分はなく、学校徴収金については、校長までの決裁区分により適正な処理を行っている。</p> <p>また、決裁等書類のチェックについては、実質的な点検の担当者である確認者を定め、チェック体制の向上及び業務能率の向上を図っている。</p>	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
95	<p>3 県立高校、県立特別支援学校等への会計指導について ② 令和元年度会計指導項目 例 会計指導の頻度等について</p>	<p>県立高校、県立特別支援学校等に対する財務課による会計指導は、現在、3年に1回程度行われているが、前回の指摘事項の改善状況の確認も含め2年に1回程度の実施が望ましい。 また、特に指摘事項の多い学校や重大な指摘事項があった学校については、翌年度には、指摘事項も含めた再調査と改善指導を行っているが、同じような項目について不備を繰り返す事例も多い。これらに対しては、根本的な原因究明、学校全体の管理体制・内部統制の構築指導、管理者及び担当者への教育などについても、教育委員会として実施できる体制作りが望まれる。</p>	<p>会計処理の不備を繰り返すことがないよう、令和2年度より、訪問指導の2か月後に、学校から処理状況の報告を受け、訪問指導時に指摘した事項に係る改善状況について確認している。 また、不備等が組織的な問題等に起因することも考えられるため、教育委員会として実施できる体制作りを検討していく。</p>	<p>対応済み</p>
96	<p>会計指導の対象範囲について</p>	<p>働き方改革の観点から、各教職員の校務分掌の適切性や負荷、部活動顧問及び委員会委員等も合わせ個人や人の負担状況についても調査・指導の対象とすることが望まれる。また、内部統制の観点から、学校の管理体制について各教職員の工数管理も考慮した適切な組織が整えられているかの観点での調査・指導が望まれる。</p>	<p>会計指導にあたり、指摘事項の多い所属については、原因の分析を行い、発生原因が組織的な問題等に起因すると考えられる場合については、関連する部署に情報を提供・共有するなどにより対応していく。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
97	<p>IV 情報システム及び情報セキュリティについて</p> <p>2 ICT (Information and Communication Technology) 教育について</p> <p>② ICTの活用状況について在宅勤務について</p>	<p>学校勤務の事務職員は、契約書や請求書等が紙面であること、在宅勤務をするための環境が整っていないこと、在宅勤務をするための理由のため、緊急事態宣言の際には、会計システムへのログインができず、業務が滞ったこととあった。</p> <p>また、支払業務は、紙面で必要書類を準備し、承認印を押印の上、地域振興事務所出納課に直接提出に行くことが求められている。支払いにかかる必要書類は分量が多いため非常に重く、提出時にはキヤリバックで持参する状況とあった。</p> <p>例えばワークフローシステムを導入し、PDF等を添付して決裁を取るような仕組みによりペーパーレス化を進めることや、一般企業でも導入がされ始めており、デジタル庁(令和3年9月設置予定)も推進するであろうことから、電子契約や電子証憑を活用し、当該業務をできる限りペーパーレス化できないか検討する余地がある。</p>	<p>支出書類を含めた電子化への対応については、県庁内の関係部署と方向性を調整して、検討していく。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
98	<p>V 奨学資金の管理について (1) 奨学資金に関するシステム及び債権管理について 奨学資金管理システムの機能と業務マニュアルの作成について</p>	<p>奨学資金管理システムは、債権管理をする上で必要と考えられる機能が不足している。システムの改修は現美的ではないとのことである。しかし、債権管理を行う際の詳細な手順書等は残されていない。地方自治体では、基本的に3年程度で担当者が交代するため、業務の引継ぎは重要課題である。しかし、詳細な手順書等が定められていないと担当者が交代することとなり、非効率となることは明らかである。そのため、担当者用の詳細な業務マニュアルを作成し、引き継いでいくことが必要となる。業務マニュアルには、新しい担当者が迷うことなく業務ができる程度のものを作成することが求められる。</p>	<p>担当者用の業務マニュアルについては、新しい担当者が迷うことなく業務をできるよう、令和3年度に改定を行ったところである。また、今後においても、必要に応じて、マニュアルを改定していく。</p>	<p>対応済み</p>
99	<p>高校卒業後の指導について</p>	<p>高校において貸付けた奨学資金については、高等学校から大学や専門学校に進学した後で就職し、その段階から返還が始まることとなるため、奨学資金を受け取った時期から返還時期までの間に数年間の経過がある。そのため、借受人の返還意識が希薄になつてしまふ可能性がある。 高校卒業から返還開始までの期間に、返還意識の希薄さを生じさせないようにする方策について、検討することが望まれる。</p>	<p>返還意識の持続を図るため、借受人には、返還猶予にあたり、現況報告書の提出を求めており、提出されない場合には、本人に直接連絡をとり、提出を促すように、各学校に周知した。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
100	滞納債権の回収手段について	<p>1年以上返還がなく、かつ3万円以上の未納がある者を対象として、債権の回収を債権回収代行業者に委託している。債権回収代行業者には成功報酬という形式で委託料を支払っている。そもそも、滞納債権であることから回収見込みは小さいと考えるが、回収見込みがあれば回収することは効果的である点において回収業者を利用することは借受人に対する。しかしながら、納付意識が希薄である借受人に対して、通常の催促のみでは、回収にも限度がある。現在、法的手段は、債権回収業者に回収業務を委託した平成28年度以降実施しておらず、強制執行に至っては過去に実績はない。</p> <p>借受人本人に請求しても回収できない債権については、保証人に対し請求し、回収している。それでも回収できない債権については、奨学資金の原資は主として税金であることから、滞納債権をできるだけ回収するために法的手段の活用、更に悪質な場合には強制執行の実施についても、検討すべきである。</p>	<p>平成28年度から支払督促と同じ条件（1年以上返還を行っていない滞納額3万円以上の滞納者）で、債権回収業務を委託しており、委託の効果などを踏まえ、状況を見極めて、その可否について慎重に検討していく。</p>	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
101	行方不明者等の残高について	<p>奨学資金債権は私債権であるから、時効期間が満了しても、債務者の時効援用がないと消滅しない。そのため、債権者が所在不明で時効期間が満了しているため、権利としては存在し続けている。千葉県が貸し付けた奨学資金のみでなく、他団体が貸し付けた奨学資金の移管分もあることから、収入未済額が年々増加している。回収可能性が低い債権については、人件費、委託費等の回収コストが通常の債権よりも多額となる傾向にある。そのため、費用対効果を考えると、回収コストを投じるよりも、速やかに放棄を行う方が効率的である場合も考えられる。また、債権放棄することにより、その後発生する回収コストを抑える効果もある。既に時効期間が満了しており、明らかに回収ができないと考えられる債権については、債権放棄についても検討されたい。</p>	<p>滞納案件における債権放棄の可否については個別に検討していく。</p>	対応済み
102	<p>VII 現物管理について 1 物品管理について ① 備品が適切に物品管理システムに反映されているか。物品の現物管理について</p>	<p>指摘のあったグラブドピアについては、事務処理の誤りが発見されないままであったため、物品管理システムに関するチェック体制が不十分であったと考えられる。備品の取得時に物品管理システムへ適切に登録されているか、備品の廃棄の際に備品台帳から除却処理がされているか、実際に実物の廃棄が完了しているかを定期的に確認することが重要である。また、物品の定期的な実査も適切な事務処理を担保するうえで重要な手続である。物品の現物管理について、再度徹底されたい。</p>	<p>該当校へシステムに登録するように指導するとともに、全ての県立学校へ、意見の内容について周知し、指導を徹底した。また、令和3年度においては、全学校に対して、重要物品について、現物とシステムの照合を実施の上、報告するように依頼している。</p>	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
103	<p>② 備品又は公有財産の購入から備品登録事務の手續が適切になされているか。 正規の備品ラベルの貼付漏れについて</p>	<p>物品管理事務処理の手順において、物品管理システムより出力した正規の備品ラベルを用いて番号を付すことを要求しているが、物品番号・品名区別が記載のない仮のラベルが添付されたままの備品があった。正規のラベルには、物品番号・品名区分・品名・規格・取得日の情報が記載されているが、仮のラベルは、これらの情報の一部が記載されていない。そのため、仮のラベルが貼られている物品が物品管理システムに記載されているかを確認するには、記載されている取得日をもとに紙の備品出納簿を確認し、品目と規格で一致を確認することになる。これでは、ラベルと備品台帳との紐づけが困難となり、適切な物品管理を行えなくなる。そのため、物品管理の手順において定められている要件を充たした正規の備品ラベルを貼付する必要がある。</p>	<p>全ての県立学校へ意見の内容について周知を行うとともに、毎年度実施している会計指導を通じて、各学校の状況を把握し、個別に指導を実施している。 また、学校の備品は多岐にわたり、私費会計等の購入品も混在しているため、物品管理の事務処理が煩雑であることから、適正な管理を行う手法について、現状調査を実施しており、今後の対策を検討していく。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
104	③ 金券類の管理について 金券類の実査について	金券類は年度末に実査が求められていないことから、日々の受け払いの際に残枚数をカウントすることとで手元にある金券類の数量を把握している。会計年度は年度で区切られ、管理者も年度で異動が実施されることから、出納簿を作成することと金券類については年度末において実査をすることと内部牽制効果を働かせ、不正や誤謬を防止することとが望まれる。 出納簿を作成する金券類について、年度末に現物と出納簿との突合せを実施し、確認者の押印またはサインを残すよう検討されたい。	金券類に係る現物と出納簿との照合については、各学校において適切に実施されていると考えられているが、再度、全ての県立学校へ意見の内容について周知をした。 また、毎年度実施している会計指導においても、各学校におけるチェックの状況を確認している。	対応済み
105	④ マニフェストの廃棄物欄の記載について マニフェストの廃棄物欄の記載について	廃棄物処理業者によつては、マニフェストの廃棄物記載欄に「廃棄物品」と記載し、具体的に何を廃棄したのかを明記していない場合がある。物品を処理する上で、また、不法投棄を防止する観点からも、マニフェストには、どのような物品を廃棄したかがわかるよう記載することが望ましい。そのため、廃棄物処理業者に対し、廃棄物欄に具体的な物品名を記載するよう指導することが望まれる。	産業廃棄物の名称は法定記載事項ではないものの、不法投棄を防止する観点から、マニフェストへ廃棄した物がわかるよう記載することを業者へ指導するように、研修会等の機会を通じ、各県立学校に周知している。	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
106	2 現預金管理について 預金残高0円の通帳について	提示された通帳一覧表から通帳を調査したところ、1年以上使用していない残高0円の通帳が4冊あった。 上記通帳は、解約予定とのことであるが、管理の観点からも早期に解約すべきである。	当該県立学校の通帳については、全て解約済み。 また、今後、通帳の適切な管理の徹底を図るため、使用見込みのない預貯金口座は速やかに解約することや通帳を使用した場合は、当日中に事務長へ返却する旨、新たに「私費会計マニュアル」に追加するとともに、内容についてすべての県立学校に周知した。 とともに、令和3年度の訪問指導の際には、通帳の現物を確認するとともに、未使用通帳の存在を確認するなど、周知の徹底を図っている。	対応済み
107	通帳の速やかな返却について	往査した県立高校において、通帳一覧表を基に実地調査を行ったが、一覧表には記載があるが、その場で現物が確認できなかつた通帳がある（現物の通帳については、後日通帳のコピーを入手し存在を確認した。）。 県立高校では、教職員が通帳を使用した場合には、速やかに事務長に返還するよう指導しているが、返却を失念してしまふ場合があることとで、返却使用後は速やかに事務長に返還し、金庫で保管することとなっているため、今後、通帳を使用したら速やかに返却するよう、指導を望まれる。	今後、通帳の適切な管理の徹底を図るため、使用見込みのない預貯金口座は速やかに解約することや通帳を使用した場合は、当日中に事務長へ返却する旨、新たに「私費会計マニュアル」に追加するとともに、内容についてすべての県立学校に周知した。	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
108	<p>VIII 私費の管理について (2) 私費の徴収について必要な手続は実施されているか。私費の徴収について</p>	<p>結果（意見）の内容 教材費について現金徴収を行っている県立特別支援学校があった。 しかし、マニュアルによると、私費の徴収は、原則として口座振替を利用することとなっている。 私費の徴収を口座振替とすることで、教員の業務が軽減され、現金を扱うことによる盗難等のリスクも低減することができることから、教材費についても口座振替の導入を検討されたい。</p>	<p>対応状況等 教材費について現金徴収を行っている。当該校については、令和2年4月から口座振替を利用している。</p>	<p>区分 対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
109	<p>(3) 支出伺い、支払行為に対して必要な手続は実施されているか。 見積合わせにより受領した見積書の保管について</p>	<p>結果（意見）の内容 往査した県立学校の1年の学年費（副教材費）の英語用ファイルへの支出191千円について、「2019年度生積立金会計」より支払っていた。また、同校の卒業証書ファイルへの支出417千円について、同窓会会計より支払っていた。これらに支出何書及び支出決議書には見積合わせをした際の複数の見積書が添付されていなかった。担当者が編冊を漏らしていたことであつた。 また、別の県立学校において関数電卓（名入れ）の支出294千円について、「31年度生学年会計（機械科）」より支払っていた。また、同校の製図器の支出417千円について、「平成31年度生学年会計」より支払っていた。これらに支出何書及び支出決議書には見積合わせをした際の複数の見積書が添付されていなかった。後日、関数電卓（名入れ）の支出については、本来支出何書と一緒に保管されるべき見積合わせをした際の複数の見積書が、他の会計の支出何書と一緒に保管されていることが判明した。また、製図器については、複数の会計でまとめて入札を行っており、開札調書の写しが当該会計の支出何書には保管されていなかったことが判明した。 （次ページへ続く）</p>	<p>対応状況等 全ての県立学校へ意見の内容について周知し、指導を徹底した。また、令和2年度より、訪問指導の2か月後に、訪問指導時に指摘した事項に係る改善状況について、確認をすることにより、再発防止に努めている。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
109		<p>(前ページの続き) マニュアル等においては、予定価格が10万円以上の場合は見積合わせが、100万円以上の場合に入札が必要とされている。 私費会計の支出に当たっては、会計担当者が、支出何書及び支出決議書等を作成し、校長（校長の専断権を超えないものは団体の長）の決裁を得なければならず、この際に、支出何書及び支出決議書等に見積合わせしていないと、決裁者は適切な手開札調書が添付されていないかについて書面で確認できない。一方で、支出何書及び支出決議書等に見積合わせで受領した全額の見積書が添付されていない状態で見積合わせが行われ、見積合わせが行われても契約及び支払が行い得るということであり内部統制上の問題があるため、支出何書及び支出決議書に見積合わせで受領した全額の見積書等を添付することについて徹底されたい。</p>		

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
110	1者見積りの場合の随意契約理由書の作成について	<p>A県立学校の1年の学年費（副教材費）のエコマイバツクへの支出799千円及びクリップボード等への支出970千円について、「2019年度生積立金会計」より支出を行っていた。これらの執行について、見積合わせを行っていないにもかかわらず、随意契約理由書の作成が行われていなかった。また、B県立学校の学年費で購入する教材のうち全国を対象とした模擬試験等については、代替業者がないことから1者の随意契約により実施しているが、随意契約理由書の作成が行われていなかった。また、C県立学校の令和元年5月31日に実施された第3学年遠足代金（施設の入園料）1,209千円について、「29年度生副教材費」から支払を行っているが、当該執行については、入札を行っておらず、随意契約理由書の添付もされていなかった。入園料は、どの旅行会社に発注したとしても金額に変わりはないという理由であれば、随意契約理由書の作成が必要と考えられる。</p> <p>私費会計の支出にあたり1者見積りの場合に随意契約理由書が作成・添付されていないと、決裁者は適切な手続によって執行がされているかについて書面で確認できない。</p>	<p>予定価格が10万円以上で、1者見積とする場合は、随意契約理由書の作成が必要な旨を「私費会計マニュアル」へ、新たに記載するとともに、理由書の参考様式も掲載した。</p> <p>また、併せて全ての県立学校へ当該内容を周知するとともに、会計指導の際には、各学校における実施状況を確認している。</p>	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
111	支出伺い、支出行為の指摘に 対する対応について	<p>支出伺い、支出行為についてマニュアル等への遵守状況に関する指摘及び意見のうち、様式の修正など県立学校全体で対応することで、ミスを低減させることが可能なものも含まれている。</p> <p>支出伺いの書類には、10万円以上の取引については見積合わせで受領した全ての見積書を添付することと、支出をマニュアル上において明記するとともに、支出伺いの様式について、添付書類を記載する欄の「1. 見積書・納品書・請求書・要項等、2. 振込金受領書・領収書、3. その他」に「他者の見積書・随意契約理由書」を追加すれば、担当者、決裁者とも書類の不足があった場合には容易に判別可能となると考えられる。</p> <p>また、マニュアル等において、随意契約理由書の作成は明記されていないため、マニュアルへ明記された。</p> <p>上記の対応により、事前にミスを防止、もしくは発見できるような事務処理フローに変更することと事務処理が適切に行われるようにされた。</p>	<p>予定価格が10万円以上の取引については、見積合わせで受領した全ての見積書の添付及び随意契約理由書の作成について「私費会計マニュアル」に、新たに記載（支出伺い参考様式に追加）した。</p> <p>また、併せて全ての県立学校へ当該内容を周知するとともに、会計指導の際には、各学校における実施状況を確認している。</p>	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
112	(7) 私費に関する総括私費の管理に対する体制の整備について	<p>私費会計の監査の結果からは、特に学年費において見合わせるの未実施や随意契約理由書の未作成など比較的単純ではあるが手間のかかる事務処理に対する指摘や意見が散見された。内部統制においては、ルールを遵守する組織風土の醸成は特に重要である。現状のような状態が続くと、ルールを軽視する組織風土となりかねず、内部統制の観点からは大きな課題があると言わざるを得ない。また、令和2年4月に施行された改正地方自治法において内部統制制度への対応が求められており、県においても、内部統制の基本方針を定めたところである。内部統制は、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）及び⑥ICT（情報通信技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。私費会計に関する事務については、県が定めた内部統制基本方針の対象外ではあるものの、組織風土の醸成は、最も重要な構成要素である統制環境に含まれたい。</p> <p>課題について対処されたい。 (次ページへ続く)</p>	<p>研修会の実施やマニュアルの整備等に加えて、訪問指導を通じて、適正な事務処理の徹底を図っている。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
112		<p>(前ページの続き) これらは、人事異動により頻繁に異動するためノ ウハウの蓄積がされにくいことに加え、多忙な教員 が授業や校務分掌や委員会の業務に加えて私費の管 理を行っていることも一因として考えられる。 まずは、私費会計の事務処理についての研修等を 開催することで周知徹底を図ることが必要となる が、長期的には、私費の事務処理に關しても補助員 等がサポートする体制をつくる等、私費会計の処理 手続全般を見直し、適正性を担保しつつ、一般教職 員の負担を軽減すると体制を構築することが教員の働 き方改革にも資すると考えられる。</p>		

教育に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
113	VI 契約事務に関する事項について (1) 教育委員会で締結している各種契約の手続は適切か 予定価格調書の作成について	君津青葉高等学校及び千葉豊学校において、高濃度PCB廃棄物の処分業務に関する随意契約をする際に、予定価格調書の作成を行っていないあった。 高濃度PCB廃棄物の処分を行える事業者は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社のみではあるが、見積書を徴することはできるので予定価格調書の作成が必要であった。 予定価格調書の作成に関する財務規則の取り扱いについて周知徹底されたい。	該当校へ注意するように指導するとともに、全ての県立学校へ指摘事項の内容について周知し、予定価格調書の作成漏れがないよう指導を徹底した。 また、会計指導を通じて、各学校の状況を把握し、必要に応じ、個別に再指導を行うなどにより再発防止に努めている。	措置済み
114	検査調書の作成について	上総高等学校の高濃度PCB廃棄物処分業務の委託契約に際して、検査調書が作成されていなかった。 また、君津青葉高等学校の同委託契約に際して、100万円以上の契約にもかかわらず、請求書に検査済の旨を付記して検査調書の作成を省略していた。 財務規則第100条第2項の規定により、100万円を超えるものについては検査調書の作成が必要である。 検査調書の作成に関する財務規則の取り扱いについて周知徹底されたい。	該当校へ注意するように指導するとともに、全ての県立学校へ指摘事項の内容について周知し、今後、同様な事案がおこらないよう指導を徹底した。	措置済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
115	<p>VIII 私費の管理について (6) 学校給食費の公会計化の検討は行われているか 働き方改革と給食費を含む学校徴収金の扱いについて</p>	<p>千葉県においては、学校給食費を公会計化するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体の自らの業務として行うことは予定していないとしている。 しかし、学校給食を取り扱っている県立特別支援学校は32校あり、給食費は相応の規模になる。また、中央教育審議会の答申においては、「その他の学校徴収金については学校・教師における徴収・管理を行っていない状況であり、ほとんど手が付けられない」「状況を課題としており、学校給食費のみならず教材費、修学旅行費等の学校徴収金についても学校以外が担うべき業務として位置づけている。学校給食費のみにとどまらず、その他の学校徴収金を含めた学校徴収金全般について、働き方改革という観点からも検討されたい。</p>	<p>学校給食費を公会計化するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体の自らの業務として行うことは今後も予定していない。 令和元年7月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知や他県の状況も参考にしつつ再度検討したところであるが、給食費が相応の規模となるにしてもなお、欠食による返金業務など個別対応が多いこと、公会計化に向けて新たな業務が生じることが看過できないためである。 また、学校徴収金の内容は、各学校の学習指導方針など様々な状況により購入品が多種多様であったりする為、全ての徴収金を地方公共団体の自らの業務とすることは困難であると認識している。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
116	<p>Ⅲ 県立学校の施設整備について</p> <p>(1) 県立学校における長寿命 化対策事業の実施状況 県立学校における県有建物の 整備計画の見直しについて</p>	<p>県有建物整備計画（Ⅰ期）に位置付けられている 県立学校の長寿命化対策事業は、ブロック塀等の安 全対策や台風等の災害復旧を優先したことにより、 当初予定より大きく遅延し、県有建物の整備計画 （Ⅱ期）に対しても影響を与えることが想定され る。</p> <p>県有建物整備計画は、毎年度、庁内の資産経営戦 略会議でローリングを行いながら、見直しを行うと していることから、県有建物整備計画（Ⅰ期・Ⅱ 期）について適切に見直しを行い、見直し後の計画 に基づいて整備計画を遂行されたい。</p>	<p>令和4年度に予定されている長寿命化計画の改定に向けて、整備の 優先順位を精査するなど、関係課と協議しながら今後の長寿命化対策 の着実な実施に努めるとともに適切な見直しを行う。</p>	対応済み
117	<p>(2) 県立学校における学校施 設及び非構造部材の耐震化の 実施状況 定期的に行う劣化点検計画の 策定について</p>	<p>危険性が高いブロック塀については、今年度中に 全て改修・補修を行う予定である。しかし、今後、 ブロック塀の点検は特に予定していないとのことで あった。</p> <p>「ガイドブック」では、学校が行う非構造部材の 劣化点検に加えて、学校設置者においても3年に1回 程度を目途に定期的に行う劣化点検を行うことを求 めている。</p> <p>非構造部材については本年度で安全対策の目的が つくところではあるが、今後の方針として、学校設 置者による定期的に行う劣化点検の実施方針を定め る必要がある。</p>	<p>「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改定版）」におい て、学校設置者が行うこととされている非構造部材の耐震点検は、建 築基準法第12条第2項の規定に基づき3年に1度行う建築物定期点 検と併せて、一級建築士等に委託し実施している。</p>	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
118	<p>VIII 私費の管理について (1) 公費と私費の負担区分は適切か（PTAによる空調設備の設置と負担） 特別教室の空調設備に関する県費負担の検討について</p>	<p>県立高校の授業で使用される空調設備は、他の備品と同様に、本来は県が備品として設置すべきものであり、空調設備の使用に要する電気代も授業で使用されるのであれば原則として県が負担する必要があると考えられる。これは普通教室に限らず、特別教室についても生徒が使用するところであるので、原則的には県費として整備負担すべきものである。空調設備のない特別教室に関する設置可能性や優先順位付けの検討、PTAが負担している空調の県費負担の可能性について、検討をしていくことが望まれる。</p>	<p>県立学校の施設設備の整備は、基本的には県が行うものと考えている。現在は、職員室等管理諸室への空調の整備を鋭意進めており、特別教室の空調整備については、今後の課題であると認識している。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
119	IV 情報システム及び情報セキュリティについて 3 コロナ禍への対応について 学習ソフトについて	コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大の影響で、小中高等学校が休校になったことから、民間の学習支援ソフトの導入や、授業動画の配信等が実施され、オンラインによる学習が一定程度利用可能であることが分かった。今後も、学習支援ソフトや授業動画を活用し、休校中であつたり、長期療養を余儀なくされたり、学校に行きたくても行けない不登校の児童生徒に対する学習指導等、多目的に使用する場面を増やすことを検討されたい。	令和3年度11月末までに1854本の授業動画を公開しており、各学校の事情等に応じた活用を周知していく。 9月補正予算に計上したGIGAスクールサポート配置事業により、各市町村や各学校での、学習支援ソフトを含むICT活用状況について把握し、それぞれの課題に即した支援を実施していく。 休校や不登校生徒への対応等でICTを活用できるよう、通常の授業から対面型とオンラインのハイブリッド化を図っている。	対応済み
120	IX 外国人児童生徒に対する日本語教育について (1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する日本語教育 日本語教育マニュアルについて	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する指導マニュアルが平成19年のままであり、それ以降の改定内容や研究成果が盛り込まれていない。 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する指導のマニュアルについて、最新のものを整えるようにされたい。 別冊として日本語教材リストがまとめられているが、初めて日本語教育を担当する教員にとつては、児童の日本語能力に応じた教材を選択することが困難なことが予想されるため、日本語の能力に応じて一定程度の教材を指定しておくことが望ましい。	県教育委員会のホームページにて、基本的な日本語を指導するため に文部科学省が作成した「にほんごをまなぼう」など、初期指導のマニュアルとなる教材を掲載している。また、日本語の能力に応じた教材について、千葉国際交流センター等のホームページへのリンクを掲載し、最新の情報を発信できるよう努めている。 令和3年度より外国人児童生徒の在籍数が多い県立高校3校を拠点校に指定し、日本語指導教材の作成などの研究を実施している。作成された教材は、共有できる体制を構築している。	対応済み

令和2年度包括外部監査

[教育庁教育振興部学習指導課]

教育に関する財務事務の執行について

[教育庁教育振興部特別支援教育課]

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
121	<p>X 過年度指摘の改善状況について (1) 平成27年度包括外部監査の指摘に対する措置状況の確認結果について 学校評価の公表について</p>	<p>令和元年度の学校評価の公表内容について、県立高校では、アンケートの集計結果の公表は、97.1%でほとんどの学校で行われている。一方で、自己評価の概要の公表は55.8%であり、また、学校関係者評価の概要は47.8%に留まっている。 県立特別支援学校においても、アンケートの集計結果の公表は、100%ですべての学校で行われている。一方で、自己評価の概要の公表は69.4%であり、また、学校関係者評価の概要は47.2%に留まっている。 自己評価の概要、学校関係者評価の概要の公表は十分な状況とは言い難いので、引き続き、学校関係者評価の実施及び自己評価の結果を合わせた結果公表について、徹底されたい。</p>	<p>県立学校に対し、学校関係者評価の実施及び自己評価の結果を合わせた結果公表について、作成上の留意点を示し結果等の公表を徹底するよう周知した。</p>	措置済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
122	<p>II 学校における人事評価、時間外勤務管理等について</p> <p>2 教職員の働き方改革について</p> <p>④ 各種補助員の必要性と導入可能性</p> <p>学習サポーター及びスクールサポータースタッフの増員について</p>	<p>県教育委員会は2020年6月補正後予算（1,222百万円）で学習サポーター（学習指導員）及びスクールサポータースタッフの人員を追加増員予定であるが、市町村立小中学校と県立高校・県立特別支援学校の総数と比べると、絶対数が大幅に足りない。</p> <p>導入による効果は、現場の声や各種アンケート調査でも明確であり、なお一層の積極的な増員を図っていくことが望ましい。</p>	<p>スクールサポータースタッフについては、教員が子供と向き合う時間を確保するため有効であることから、市町村立学校及び県立特別支援学校に全校配置ができるよう協議を続けており、並行して、国に対しても制度拡充について要望している。</p> <p>学習サポーターについては、令和2年6月補正後予算により最終的に市町村立学校の644校に952名を、県立学校の119校に139名を配置した。</p> <p>今後も学習サポーターを必要とする学校に、適切に配置できるように要望していく。</p>	<p>対応済み</p>

令和2年度包括外部監査

[教育庁教育振興部学習指導課]

教育に関する財務事務の執行について

[教育庁教育振興部体育課]

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
123	<p>II 学校における人事評価、時間外勤務管理等について</p> <p>2 教職員の働き方改革について</p> <p>④ 各種補助員の必要性と導入可能性</p> <p>部活動指導員の活用のための支援について</p>	<p>結果（意見）の内容</p> <p>希望者人材不足については、指導者リストを県と連携したり、県が人材バンク等の設置や関係方面への働きかけなど積極的に対応し、配置希望数の確保をすすめるように働きかけることが望まれる。また、県立高校への部活指導員の配置についても、必要としている県立高校への配置を検討することも望ましい。</p> <p>なお、市町村の負担を減らし、より申請しやすくなるために、県の予算を増額することに對しては、国、県、市町村の負担割合が決まっていることから難しいとの立場であるが、各中学校で実際の需要がどのくらいあるか、県教育委員会が各市町村の教育委員会を通して調査し、仮に希望校数が多い場合は、県として増員を講ずることも望ましい。</p>	<p>市町村が部活動指導員の人材確保や地域部活動の指導者確保ができていくよう、市町村と連携して人材バンクなど人材リストの作成に取り組んでいく。</p>	対応済み
124	部活動時間の適正化について	<p>部活動時間の適正化は、教職員の時間外労働の適正化に直接的に影響する重要な項目である。県教育委員会は、各校の指針準拠状況については今後調査することであるが、早急な調査と対応できない学校に対する適切な指導が必要である。また、部活動の今後の取り組みについて、検討チームを作り検討を開始したとのことであるが、こちらについても検討の着実な実施と方針・具体策の提案を望みたい。</p>	<p>部活動時間を短縮していくためには、科学的、合理的な指導や効果的、効率的な指導に変換していくことが重要と考えている。検討チームとして検討を進めて各学校に発信し、内発的な動きにより、部活動時間が短縮できるようにしていく。</p>	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
125	<p>Ⅲ 県立学校の施設整備について (4) 県立特別支援学校の整備の実施状況 県立特別支援学校の新設による整備の課題について</p>	<p>第2次県立特別支援学校整備計画において、通学区域内で廃校等となった小・中学校等の活用については、市町村の協力を得ながら、具体的対応の検討が可能な状況となった時点から対応し、計画期間が終了しても対応を継続することとしている。平成24年度から平成29年度までの間に新設校8校、分校2校を新たに設置し、1校で増築を行った。第2次県立特別新学校整備計画においては、新設による整備は4校を予定していたが、計画期間内に供用開始となる学校が1校、残りの3校については協議継続中となっている。</p> <p>通学区域内の小・中学校等を活用するため県が主導的な立場で計画を推進することは難しい面もあるが、整備計画の課題についての原因分析を行い、学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等の活用以外の手法も含め、課題解決に向けた取り組みをすることが望まれる。</p>	<p>県立特別支援学校で過密状況への対応が必要な地域は、都市部など、人口流入地域であることが多く、使用しなくなる状況である。特別支援学校整備の候補施設は非常に限られている状況である。これらの状況から、引き続き市町村の協力を得ながら廃校等となった小中学校等を活用した特別支援学校の整備とともに、市町村立学校等の空き教室等を活用した、「併設型」の特別支援学校整備や、小・中・高・高等専門学校への分校、分教室の設置についても研究を進めていく。 なお、協議継続中の3校については、関係市町村と引き続き協議を行い供用開始を目指す。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
126	<p>IV 情報システム及び情報セキュリティについて 3 コロナ禍への対応について コロナ禍のような状況における特別支援学校の在り方について</p>	<p>船橋特別支援学校でのヒアリングによると、肢体不自由特別支援学校の児童生徒は、教科等の学習に加えて「身体を動かす」などの指導も重要である。コロナ禍のような有事の際は、すべての学校・児童生徒に対して一律に対応するのではなく、学校を必要とする人がより優先して使えるような仕組みをすることでも検討されたい。具体的には、今回の事例では休校中の学校は、一人一人の障害の状態に応じた教材を家庭に送付するなど、きめ細やかな対応を行ったが、「身体の動き」については在宅で目標を達成することは難しかったとのことであった。こうした課題に対応するため、家庭訪問による指導や個別登校による指導など方策はないか検討されたい。</p>	<p>特別支援学校では、児童生徒一人一人の障害の状態に応じた個別の対応を行っている。コロナ禍のような有事の場合でも基本的な対応は変わらない。 また、今後、有事の場合は、学校と家庭をオンラインでつなぐことで学習保障することに加え、必要に応じて家庭訪問や個別登校などの指導を行っている。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
127	I 組織、職務分掌及び管理・指導に関すること I 教育委員会及び教育事務所の組織と業務分掌について ② 県立特別支援学校の校長について 県立特別支援学校における交流人事について	普通科高等学校と比べ、特別支援学校では、生徒の状況、教育の方法、教員の役割等が大きく異なり、生徒の父母とのつながりも格段に強い。校長は、学校内のすべての権限が集中し、教育及び学校運営において最も重要な役割であるが、このような現場に充てるといっては現場の実態を軽視した者を校長に充てることを得ない。現場のニーズと声を積極的に吸い上げ、状況を的確に把握した上で、最良の配置を行うことが強く望まれる。 なお、県内全体では、毎年、県立特別支援学校（10人程度）と県立高校（10人程度）が交流人事を実施していることとあり、このような交流人事で両方を経験した人材を充てて、このことを前向きに検討されたい。	高等学校と特別支援学校との短期人事交流は、より開かれた学校づくりや、きめ細やかな教育活動を増す教育課題に対処できる人材の育成に資することを目的としている。 短期人事交流を含めた交流人事は、様々な校種の学校を経験し、幅広い視点から県内の教育課題や各学校の課題の解決に取り組めるような人材を育成し、管理職の配置にも生かしている。	対応済み
128	4 教育委員会による公立小中学校への管理・指導について ③ 教職員の勤務時間等の調査について 市町村教育委員会に対する有効な指導について	所長訪問において、訪問した学校の月80時間以上の超過勤務者、時間外勤務の主な理由、勤務時間の適正管理のための方策を聴取しているが、訪問した学校に対して、より有効な指導をすることが望ましい。	所長訪問においては、長時間勤務者の状況を聞き取り、学校に対して個別の指導・支援を行っている。市町村教育委員会への指導は、年2回行っている。出退勤時刻実態調査の結果を踏まえ、県が聞き取りを行うとともに、労務管理者としての責務等についても適宜指導している。	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
129	<p>Ⅱ 学校における人事評価、時間外勤務管理等について</p> <p>1 教員の人事評価について</p> <p>② 評価結果の扱いについて人事評価の在り方について</p>	<p>個別の評価項目、評価の手順、面談の実施等、手続的には適切に実施されていると評価できる。</p> <p>ただ、一般的に数十人から数百人を擁する組織であれば、C評価（不十分である、努力が必要）が一定程度の割合で存在するのがむしろ当たり前ではないうか。全員が標準以上という実質2段階評価は、結果として実態を反映してはならない。あまり有効な人事評価制度とは言い難く、教員の評価結果に対する関心が低い要因の一つもなっているのではないだろうか。</p> <p>少なくとも実質3段階程度の評価とし、評価結果についても全員にフィードバックすることが望ましいし、組織活性化のためにも必要だと考える。</p> <p>自己の業務に対する適切な評価を受けるといいうのは教員であっても当然の欲求であるであろうし、評価結果がC評価以下であれば、より自己研鑽してレベル向上にもつながるであろうし、最終的には働き方改革への意識付けも生まれるものと考ええる。</p>	<p>評価結果については、上位評価のみ区分率が設けられており、指摘のとおり、下位評価が少ない状況にある。県立学校において、直近2年間で下位評価者の次年度の改善率を分析したところ、75%が「努力が必要」から「良好」に改善しており、本制度の目的である、教職員の能力開発と人材育成の観点で、管理職の指導が効果を挙げていることが分かる。</p> <p>令和3年度は、監査人からの意見を基に、管理職向けの人事評価研修会において、評価結果が中心化傾向に陥らないように喚起するとともに、人事評価の理論と題して、評価実施時に陥りやすい傾向（例えば、寛大化や中心化、中央化傾向等）について解説している。</p> <p>全員へのフィードバックについては、令和6年度のシステム運用に合わせて、希望者全員が評価を確認できるようにする予定である。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
130	2 教職員の働き方改革について ① 教職員の出勤管理が適切であるかについて 変形労働時間制の採用可否について	タイムカードの具体的な内容が把握できず、自己都合等時間の管理そのものの適正性を歪める可能性がある。自己都合等時間が、本来に在校等時間に入らないのなかなど、しっかりと分析・評価した上で、変形労働時間制の採用可否についても検討すべきである。	校長は、職員個々が差し引いた時間については、現認や聞き取りで正確に把握することとしており、令和3年度からは、1年単位の変形労働時間制の導入を希望する場合には、申請した学校の勤務時間管理の状況を評価し、適正な管理ができていると把握できた場合に導入できるとし、既に変形労働時間等の導入が始まっている。 なお、自己研鑽の時間や、休憩時間等の差し引く時間については、提出された記録について確認することは、管理職の負担でもあるため、業務負担軽減の観点から、出勤時刻管理システムの改善を目指していく予定である。	対応済み
131	2 教職員の働き方改革 ② 教職員の勤務時間の分析、業務の整理が適切かどうかについて 勤務時間についての指導等について	超過勤務が勤務時間の長い特定の教員に偏っている傾向にある。働き方改革をこれまで以上に進めるためには、授業準備時間を含めて教員の勤務時間上限を設けないと減らないと考える。 教員の勤務時間上限を設けるとともに、教育委員会から、教頭などの労務管理者に対して、個別の教員に対する勤務時間についての指導方法等を示す必要がある。	県では、「学校職員の勤務時間等に関する規則」を改正し、教員の勤務時間に係る上限を設定した。さらに、令和3年3月に「学校における働き方改革推進プラン」を改定し、教育委員会や学校が推進すべき具体的取組を示すことで、労務管理者の行うべき責務を明らかにした。さらに、本プランの取組状況調査を行うことで、個別の支援を実施している。	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
132	② 教職員の勤務時間の分析、業務の整理が適切であるかについて 教職員の業務内容の整理について	働き方改革推進プランにおけるほとんどの取組が実施されているにもかかわらず、教員の勤務時間の縮減は途上である。 各学校任せの取組だけでは、勤務時間の短縮に限界がある。学校と教育委員会が協力して、教職員の業務の実施している業務について、校内における委員会の精選、学校行事の取捨選択、私費の管理など教員以外に任せる業務の拡大など、さらに、教職員の業務内容の整理を進める必要がある。 また、部活動の大会役員や審判等のように個々の学校や個人の取組みでは対応に限界があるような場合については、教育委員会で全体的な取組みを推進していく必要がある。	令和3年3月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」において、具体的な48の取組項目として、指摘のあった「校内委員会等の精選」、「学校行事の取捨選択」、「公金の管理」など、校務の内容を整理するとともに、外部人材や地域との連携についても積極的に対応している。 部活動においても、大会や行事への参加、引率以外の業務（役員、審判等）による過度な負担とならないよう、教育委員会が指導することとしている。 県教育委員会は、関係団体と連携して、大会の見直し等を検討している。しかし、大会に参加するかどうかは各学校（各部）の判断であり、大会を精選して参加するよう、県教育委員会として、学校に呼び掛けていく。顧問が大会役員として協力するのは、大会に参加する場合作業であり、大会に参加しないのであれば大会運営に協力しないことも可能となる。	対応済み
133	④ 各種補助員の必要性と導入可能性 スクールサポートスタッフの活用について	各業務自体の効率化や削減、重複の解消等を図るとともに、教員でなくてもできる業務については、積極的にスクールサポートスタッフの活用を図り、教員が本来やらなければならない業務に余裕をもつて対処できるようにすべきである。 ちなみに、コスト的には、県立特別支援学校の例として、1人（1時間1,000円/週29時間まで）で月11万円程度である。	スクールサポートスタッフの効果的な活用については、「スクールサポートスタッフ活用状況調査」によって活用の好事例を収集し、配置に対してフィードバックしており、コロナ禍においても、消毒作業等や衛生環境の改善への取組にも活用するなど、効果をあげている。 本制度は、国の補助制度であり、高等学校は対象外であることから、令和3年7月の全国都道府県教育長協議会を通して、補助制度拡充を国に働きかけたところである。	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
134	II 学校における人事評価、 時間外勤務管理等について 2 教職員の働き方改革につ いて ③ 部活動ガイドラインが適 切に運用されているかについ て 部活動ガイドラインの遵守に ついて	部活動の活動計画が提出されて いないなど、部活 動ガイドラインが適切に運用さ れていない。 部活動の活動方針の実効性を 高めるためには、年間活動 計画において上限時間を定め るなど、年間活動 時間を短縮する工夫が必要で ある。	部活動ガイドラインをもとに各 学校が策定、運用している「学 校の部活動に係る活動方針」の 運用状況調査を行い、各学校 に注意喚起を行っている。年 間活動時間を短縮するよう、 各学校へ働きかけを行って いく。	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
135	<p>II 学校における人事評価、時間外勤務管理等について</p> <p>3 ストレスチェック</p> <p>① ストレスチェックについて</p> <p>ストレスチェックの活用につ</p>	<p>学校安全保健課では、ストレスの様々な要因について検討しており、学校職安全衛生委員会・メンタルヘルス推進会議で考察を行って、労働時間とが、ストレスチェックの結果について、労働時間との関係等について特化した分析を始め比較分析をしていない。しかし、ストレスチェックの結果と時間外勤務時間の関係については、ある程度の相関が認められ、さらに詳細な分析が必要と考える。ストレスチェックの結果を分析して、ストレスの原因を考察し、組織として対応可能な要因を特定して、職場の改善を試みることを望ましい。</p>	<p>学校ごとの集団分析結果について、県立学校については、校長への人事評価面談の際に、評価者から必ず質問することとし、校長の意識化を図っている。</p> <p>各学校の衛生委員会実施報告の「ストレスチェック集団分析の結果をもとにした職場環境改善について協議」の項目に「時間外勤務時間」の項目を追加することにより、時間外勤務時間について協議・対策の機会を設定する。</p> <p>今後は、ストレスチェックの結果分析の際に、労働時間との関連の視点から、時間外勤務時間との相関についても検証することとし、その結果や考察等について教育委員会内の学校職員安全衛生委員会に報告、また各学校に対して留意を促す通知により、職場改善の促進を図ることとする。</p>	対応済み

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
136	<p>高ストレス者及び長時間勤務者の健康相談について</p>	<p>実施者が、ストレスチェックにおける高ストレス者への医師による面接指導を奨励しており、対象職員が希望する場合は面接指導が行われている。しかし、制度上、校長は高ストレス者を把握できず、職員全体に対する呼びかけしかなかったことから、個別に面接指導を促すことができない状況であり、面接を受けていない教員が多数いる。また、長時間勤務については、時間外勤務から自己研鑽等を除いた在校等時間が80時間を超えている。高ストレス者及び長時間勤務者について、突然に休職したりすることのないように、医師による面接指導のほか、積極的に健康相談を受けるようになっていることが望ましい。</p>	<p>高ストレスと判定され、医師による面接指導を推奨された職員の面接希望者の増加を図るため、次のような取組を行っている。 ①管理職・安全衛生管理担当者・初任者・中堅教諭等対象の各種研修会で、ストレスチェック制度について、また、医師による面接指導の必要性について周知を図っている。 ②ストレスチェック実施前・ストレスチェック結果伝達前の通知により、管理職・担当者・全教職員それぞれにストレスチェック制度について、また、医師による面接指導の必要性について周知を図っている。 時間外在校等時間が80時間を超えた職員に対し、本人の希望の有無にかかわらず、医師による面接指導を実施することについて、年3回学校長宛てに通知を发出し、県の実施要領と医師による面接指導の必要性についてくり返し周知を図っている。</p>	<p>対応済み</p>

教育に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
137	<p>Ⅱ 学校における人事評価、時間外勤務管理等について</p> <p>2 教職員の働き方改革について</p> <p>④ 各種補助員の必要性と導入可能性</p> <p>スポーツエキスパートの需要喚起について</p>	<p>派遣申請数40人、派遣数40人。充足率は100%だが、申請数自体が低調である。教職員の負担軽減や部活動の安全確保など、有効な効果が望める制度なので、今後より一層の派遣申請需要の掘り起こしが望まれる。</p>	<p>学校で指導者を見つけることが難しいことともあり申請数が増えないと考えられる。スポーツエキスパート、部活動指導員ともに指導にあたる人材の確保が課題になっている。今後、実践研究を行っていく地域活動と合わせ、指導者となり得る人材の確保について検討し、人材バンク等、人材リストの作成に取り組んでいく。</p>	<p>対応済み</p>